

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

### 1 日時

令和3年7月2日（金曜日）

午前10時0分開会、午後2時38分散会

（休憩 午前11時57分～午後1時0分）

### 2 場所

第2委員会室

### 3 出席委員

吉田敬子委員長、臼澤勉副委員長、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、山下正勝委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員

### 4 欠席委員

五日市王委員

### 5 事務局職員

刈屋担当書記、鈴木担当書記、佐藤併任書記、岩淵併任書記、安藤併任書記

### 6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、橋本林務担当技監、山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、中野団体指導課総括課長、佐藤特命参事兼指導検査課長、似内流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、中村農業振興課総括課長、村上農業振興課担い手対策課長、小原農業普及技術課総括課長、荻内農業普及技術課農業革新支援課長、佐々木農産園芸課総括課長、米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、工藤林業振興課総括課長、阿部水産振興課漁業調整課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、滝山競馬改革推進室長、佐藤県産米戦略室県産米戦略監

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

#### (1) 委員席の変更

#### (2) 議案の審査

議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

## 歳出 第6款 農林水産業費

### (3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

#### 9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

五日市委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。

今回、委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）であります。当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額1億2,625万6,000円を増額しようとするものであり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費のほか、国庫補助事業の内示に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の22ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費のいわて県産米消費拡大対策事業費は、新型コロナウイルス感染症等の影響により需要が落ち込んだ県産米の消費拡大を図るため、県内の消費者をターゲットとした御飯食の情報発信や販売促進活動に要する経費を措置しようとするものであります。

9目農業共済団体指導費の農業保険加入促進支援事業費は、農業者の収入保険や農業共済への加入を促進するため、新聞への広告掲載やリーフレットの作成、配布など、制度の普及啓発に要する経費を措置しようとするものであります。

11目農業大学校費の農業大学校教育環境整備事業費は、農業大学校において保健室機能の充実やトイレの洋式化など、新型コロナウイルス感染症に対応した教育環境の整備に要

する経費を措置しようとするものであります。

23 ページに参ります。2 項畜産業費、2 目畜産振興費の説明欄一つ目の、農場バイオセキュリティ向上対策事業費補助は、養鶏農場における抗病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、飼料保管庫や堆肥舎等への防鳥ネットの整備に要する経費に対し、国庫補助事業を活用し、定額で補助しようとするものであります。説明欄二つ目のいわて牛普及推進協議会負担金は、県産牛肉の消費拡大を図るため、いわて牛普及推進協議会が大手コンビニエンスストア等と協働して取り組むメニュー開発や販売の実施に要する経費について負担しようとするものであります。説明欄三つ目の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助は、畜産物の輸出を促進するため、食肉処理施設における輸出先国の求めに応じた取り組みの実施に要する経費に対し、国庫補助事業を活用し、定額で補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 農業保険加入促進支援事業費のこと、それから農業大学校の整備の件でございます。

収入保険、それから農業共済への加入を促進するための啓発事業で 300 万円ということではありますが、まず収入保険の加入状況などをお知らせいただきたいと思います。県内では、収入保険への加入状況があまり芳しくないのではないかという資料をもらっております。ほかの県では市町村が掛金の補助をする場合、県がまた 3 分の 1 とか 2 分の 1 を補助するといった掛金補助を行うところが出ていますのですけれども、今回は制度の普及啓発ということで、今までどのような検討をされてきたのか。掛金補助の考えはないのかお伺いします。

それから、農業大学校教育環境整備事業費 1,500 万円余ですけれども、これは新型コロナウイルス感染症の関係もあって保健室機能を充実させるということですが、農業大学校では、校舎や寮などの施設がかなり老朽化しているということでもあります。各教室、大ホールでの雨漏り、冷房がない、洋式トイレがない、床、壁が非常に傷んでいる、給湯器やボイラーも不良になっている、配管も漏水しているという状況であるとお聞きしているのですけれども、そういったことについての対策をどのように検討してきたのか。今回は保健室関係ですけれども、今後の見通しなどについてお伺いします。

○中野団体指導課総括課長 収入保険の加入状況についてでございますが、平成 30 年度に全国農業共済組合連合会が令和 4 年度を見据えて、全国で 10 万件という加入の目標を立てているところでございます。本県については、2,930 件という目標が示されているところでございます。本県においては、令和 3 年 4 月末の時点で、収入保険に加入している農業経営体が 2,445 件ございまして、目標に対する加入の割合は 83.4%となっているところでございます。

引き続きまして、収入保険の保険料等の補助の関係でございます。まず、収入保険の保

険料につきましては、掛け捨てと積み立ての部分がございまして、積み立てのうち加入者が負担した部分については、補填金が支払われた場合等を除き解約等の際に返還されるものでございます。この保険料につきましては、農業共済の掛金と同様に加入者が支払う掛け捨て保険料の2分の1を国が負担しているほか、積立金につきましても加入者が積み立てる金額の3倍に相当する額を国が負担しておりまして、加入者の負担が一定程度軽減されているところでございます。

次に、保険料の補助に対する検討につきましては、保険料の負担は毎年発生するものでございまして、継続して加入が必要な収入保険の趣旨を踏まえますと、一度限りの補助は効果が限定的である等の課題があるところでございますので、慎重な検討が必要だと考えているところでございます。

今後は、さきの一般質問での議論や生産者の状況なども踏まえまして、他県の補助事業の実施状況を見ながら、総務部と連携して研究を進めていきたいと考えているところでございます。

**○小原農業普及技術課総括課長** 農業大学校の校舎の老朽化についての御質問でございます。農業大学校の施設は、昭和40年から昭和50年代に整備されたものが多く、老朽化が進んでおり、先ほど委員から御指摘のございました不具合についても認識しているところでございます。農業大学校の施設を計画的に整備していくため、これまで男子寮や体育館の建てかえ、そして女子寮や食堂の修繕などを進めてきたところであります。

また、今回は新型コロナウイルス感染症への対策が急務であるということから、今定例会の補正予算案に保健室機能の充実など、教育環境の整備に要する経費を御提案させていただいているところでございます。

県といたしましては、老朽化する農業大学校の教育内容の充実や機能強化を図るため、現在、教育研修施設の再編整備等について検討を進めているほか、施設整備につきましては多額の経費を要することから、財源の確保に向け、国に対して、農業者教育研修施設の整備に係る事業の創設を要望しているところでございます。

**○佐藤ケイ子委員** 収入保険の掛金のことですけれども、一度限りの補助では効果がないということはそのとおりなのですが、新型コロナウイルス感染症対策で収入がかなり落ち込むのではないかということも含めて導入している市町村もあるようですし、年限を区切って補助することによって普及を拡大させるという意味で、何年間は補助をするということを示して、収入保険の加入を促進することも考えられるのではないかと考えております。

それから、大きい経営体はかなり加入するのでしょうかけれども、認定農業者とか中規模の方々には加入が少ないということもあって、もう少し拡大させるには普及策が必要だと思っております。そうした意味でも、掛金の補助というのも検討の俎上にのせてほしいと思っております。

次に、農業大学校ですけれども、かなり老朽化していて大変だと聞いております。寮に関しては、全県から集まってくるわけですが、若い人たちは快適な所でずっと暮らしてきて

おりますので、洋式トイレがないとか、壁、床がぼろぼろだとか、さらに雨漏りがするところなどで我慢を強いるのは、今どきはやらないと思っております。国に要望するのはわかりますけれども、県としての責任を果たすためにも、やはりしっかりとした整備計画を立ててほしいと思うわけですが、再度答弁をお願いいたします。

○中野団体指導課総括課長 収入保険の掛金の補助につきまして、収入を安定させる制度はほかにも幾つかございまして、例えば負担の割合なども、そのような制度と同等という部分もございまして、そういった部分も踏まえ、県が補助をすることについては、やはり慎重に考える必要があると考えているところであります。

続いて加入促進の関係でございます。今定例会に御提案させていただいた補正予算におきまして、まず制度のわかりやすい周知が必要であろうということと、広く農業者の皆様にも制度を知っていただくということで、制度をわかりやすく解説し、実際に加入してよかったという事例などを掲載した新聞広告やリーフレットの作成経費を計上しているところでございます。

これらの県の取り組みとあわせまして、農業共済組合が実施する地域の説明会や個別の相談会を通じて、個々の農業者の保障のニーズに合わせた保険料をシミュレーションし、具体的なイメージや内容を理解していただいて加入に結びつけるということで、一層の加入の促進を図っていきたいと考えているところでございます。

○小原農業普及技術課総括課長 農業大学の施設につきましては、繰り返しになりますが、御指摘いただいたような状況につきましては認識しているところでございます。

今回の補正予算を御検討いただく中で、わずかではございますけれども、エアコンの導入、洋式トイレを含めた改修を進めさせていただきたいと思っております。

農業大学校は、地域社会の発展を担う農業青年の育成、そして農業経営者の資質向上などを担う担い手育成の中核機関として非常に重要だと認識しております。こういった次世代を担う若者が楽しく学生生活を送ることができるように、研修施設の再編整備等について検討中でございますので、そういったところをしっかりと進めながら、改修に向けたスケジュールを検討していきたいと考えております。

○白澤勉委員 今回の補正予算の消費拡大対策についてお伺いいたします。コロナ禍において、失われた需要をどう回復するかが今まさに求められておりまして、そういった声を聞いた上での補正予算かなと思って見させていただいております。

今回お米と牛肉の関係で予算が計上されていますが、まず、いわて県産米消費拡大対策事業費 814 万 5,000 円について、先ほどの説明によると県内の消費者向けに消費対策を講じるということだったのですが、今回の事業の目的、想定する対象者、それから事業効果について、どういったものを想定しているのか、改めてお伺いします。

○佐藤県産米戦略監 今回のいわて県産米消費拡大対策事業費であります、コロナ禍により需要が減っている米につきまして、販売促進と消費拡大を図る目的で立てられたものでございます。販売促進につきましては、PR資材の作成等で米飯店、あるいは飲食店等

と連携して販売促進活動を展開します。これは、県内外を含めた対象となっております。それから、消費拡大につきましては、県内の消費者を対象にしまして新聞、ラジオ等を活用し、御飯食に関する情報を発信するなど、米消費を拡大する運動を展開するということでございます。

次に、効果についてであります。県産米は前年産と比べてまだ1割以上も在庫があるということでございますので、それらも解消するように、売り尽くすような形で積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○白澤勉委員 私もいわて純情米広域集出荷センターから、今その出口対策に大分苦心しているというお話を伺っております。

以前も委員会で聞きましたけれども、県は現在の需給動向、在庫の状況をどのように認識し、作付転換はどの程度進んでいるのか、改めて伺います。6月末が作付の意向調査や営農計画書の期限だったと認識しておりますけれども、その状況も踏まえて教えていただけると助かります。

○佐藤県産米戦略監 米の在庫の関係でございます。全国と岩手県で分けて申し上げますと、全国では4月末現在で231万トンの在庫がございます。これは、前年同月比で13.2%の増となっております。それから岩手県につきましては4月末現在で11万2,500トンの在庫量、これは昨年同月比で10.6%の増でございます。

○佐々木農産園芸課総括課長 主食用米からの作付転換の状況でございますけれども、米の需給が緩む中で、岩手県農業再生協議会では、昨年約1,200ヘクタールの転換が必要という目安を出したところでございますが、現時点でその目標を上回る約1,600ヘクタールの転換が見込まれると見ているところでございます。そのうち約5割から6割ぐらいが飼料用米になるのではないかと見込んでいるところでございます。営農計画書の提出は6月30日でございますので、まだ最終の数字はまとまっておりませんが、現段階ではそのように見込んでいるところでございます。

○白澤勉委員 令和3年産米の生産量は、国が示した693万トンに基づいて1,200ヘクタールの転換が必要だということでしたが、今の答弁では1,600ヘクタールの転換も見込まれるということで、本県では対策が進められるということをお伺いして、まずは安心いたしました。

卸のほうからも言われているのが、入り口の対策は結構きちっとやるのですが、出口の対策が弱いのではないかとことです。今回の814万5,000円という消費拡大対策の規模感も少し緩いというか、甘いのではないかと。あえて数字を聞いたのは、今このコロナ禍で需給が逼迫している中で、どうやって失われた需要を回復するのが求められている。だから、ある程度の規模感、事業費の予算規模というのがすごく大事になってくると思っております。期待して補正予算を見ておりました。

改めてお伺いいたしますけれども、814万円余の今回の消費拡大対策は、販売促進と消費拡大という話がありましたけれども、これが実需に直接結びついて、どの程度在庫の解消に

向けて効果が発現されると見込んでいるのかお伺いいたします。

○**佐藤県産米戦略監** いわて県産米消費拡大対策事業につきましては、確かに800万円ほどの補正を組んでおりますし、当初予算では、日本一の美味しいお米の国づくり推進事業ということで6,000万円ほどの予算を計上しております、これは、販売促進活動、あるいはPR活動に使う予算でございます。なおかつ県も構成員となっております、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会という新たな協議会があります。これは、構成団体にも負担をいただいて、お互いに販売促進活動や消費拡大活動を行う協議会でございますが、こちらの予算が大体年間1億円弱ということもございますので、それらの予算を使いまして関係機関、団体と一緒に消費拡大等に取り組んでいきたいと思っております。

○**白澤勉委員** 十分な予算を確保しているから安心してください、大丈夫ですということをお願いのかなと思ってお聞きしましたが、ただ、今言われた当初予算の数字は、通常ベースで毎年対策を打つための予算として確保している話であって、私は、今のこの危機的な米穀、あるいは牛肉も含めた農産物の需要喚起、失われた部分をどう回復していくのかということで、そこでのボリューム感が大事になってくるのではないかと聞いています。

一般質問でもどなたかが発言されましたが、財政当局から厳しく査定された部分もあるやうかがわれますけれど、担当部局としてこれで十分だと思っているのか、その思いを改めて確認したいと思います。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 今の米の消費動向の状況を見ますと、家庭での消費は、去年は新型コロナウイルス感染症の影響がありましたので、その前の年の平成31年対比で見ますと、4月現在で101という状況になっております。

ただ、一方で中食、外食のほうは91ということで、米消費全体を見ると96ということで、平成31年に比べて4ポイントほど消費が落ち込んでいる。ここが非常に米の在庫を積み上げている要因となっているところです。緊急事態宣言は解除されたので、幾らか伸びてくると思いますが、ただ、人が動くともた陽性の方がふえて消費が鈍るところで、イタチごっこでありますけれども、こういった中で我々とすれば、何とか消費が堅調な家庭のほうに、あるいは中食、外食のほうでもテイクアウトというような動きがありますので、そういったところで幾らかでもお米を使っただくようなアプローチをかけたいと今取り組んでいるところでございまして、6月からは首都圏の生協と連携したキャンペーンの展開を始めております。

いずれにしても、今回の6月補正予算で800万円という規模感はどうかというお話ですが、先ほど佐藤県産米戦略監からも申し上げましたように、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会で1億円弱の予算を確保しておりますし、今回の補正予算の中で、何とか最大限の効果が得られるように引き続き努力していきたいと考えているところでございます。

○白澤勉委員 ぜひ期待したいと思います。今回も県内の消費拡大、PR、販売促進、県外でもやると言っておりました。お米マイスターの小売店などへのPRも頑張られているというのは理解していますけれども、卸のほうからは、量販店だとか大口の実需者へのPRなり、ダイレクトに入っていってほしいというような声を聞いておりますので、ぜひ実需に向けた具体的な実効性のある対策をお願いしたいと思います。

また、JA岩手県五連会長からも、通常の販売促進とは別に、例えば子ども食堂への無償提供なり、米による食の支援拡充だとか、省庁を越えた対策の拡充についての要望を伺っておりますし、あるいは岩手県菓子工業組合からは小麦の値段が上がってきているので、米粉への切りかえなどを通じて消費拡大を図ってほしいというような要望も伺っております。昨日、我々県議会の自由民主党会派でも知事に要望を出させていただきましたけれども、そこら辺の対策をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○佐藤県産米戦略監 量販店への取り組みというお話でしたけれども、実はコロナ禍の前は、いろいろと量販店に参りまして試食販売等の活動も行っておりました。

ただ、最近の情勢を見ますと、なかなか試食販売もできないということもありましたので、例えば知事のトップセールスにつきましても、昨年度は大手の量販店で行っておりますし、工夫をしながら、コロナ禍の中でも対応できる販売をしていきたいと考えております。

それから、子ども食堂、あるいはコンビニエンスストアで買える米粉などの消費拡大の取り組みでございますが、確かにお米そのものの消費が年々減っていくところもございまして、加工米の消費拡大につきましても有効な手段と考えておりますので、いろいろと御意見を聞きながら、そのような用途につきましても拡大できるように努めてまいりたいと思っております。

○白澤勉委員 最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、醸造用玄米を加工用米にする取り組みの通知が来ているという話も聞いていますので、ぜひお酒の需要拡大も含めて、総合的な視点で取り組んでいていただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○田村勝則委員 私からは、2点お聞きしたいと思います。

白澤委員の質問にもかかわるわけですが、まずは、いわて県産米消費拡大対策事業でございます。今いろいろ質疑をお聞きした中で、需要の落ち込みが1割で、残っている在庫もあるということでしたけれども、品種的にどのような状況になっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

昨年度は県産米の消費拡大ということで、皆さん知恵を絞って取り組んでおられたと思います。インスタグラムなども活用して県産米の消費喚起、PRが行われているわけですが、例えば昨年度のインスタグラムのフォロワー数は393人ということで、最終投稿はことしの3月15日だったと思いますけれども、人数的に多いのか少ないのか、どのような事業評価をされているのかお聞かせいただきたいと思っておりますし、新年度も継続して取

り組まれるのか、お知らせいただきたいと思います。

また、どこにターゲットを絞っていくかということも、消費拡大の場合には当然重要になってくるわけですが、先ほどの白澤委員の質問にもあったかもしれませんが、改めてお聞かせいただければと思います。

次に、いわてモー！モー！プロジェクト 2021 でございますが、知事も知事演述で述べているぐらい、ことしはうし年ということもあって一生懸命取り組んでいると思います。当初予算の事業費に対して、今度また同じぐらいの補正予算を組むということについて、どのような中身でこのような経過になったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 品種の別による在庫の関係でございますが、先ほど来お話が出ておりますけれども、今回のコロナ禍によって家庭内需要はふえていますけれども、外食需要は減っているということもございます。したがって、品種におきましても業務用となるお米、あるいは家庭で食べるお米に分かれる傾向がございます。例えば比較的安い品種は業務用になりますので、そのような米は在庫量が多くなりますし、高級感がある家庭で食べられるようなお米については、それほど余っていないといった状況があるようでございます。

それから、インスタグラムの関係でございますけれども、昨年度から初めて行ったもので、これもコロナ禍の影響でいろいろな工夫をして、どんなPR活動があるかということで始めたわけでありまして、中身を見ましても、いろいろと練った、本当にありがたい言葉などがございましたので、非常に効果はあったのかなと認識しておりまして、今年度につきましても継続して行うこととしております。

それから最後に、ターゲットはどこにするかというお話でございますけれども、同じ話になりますが、やはり家庭内需要が伸びて、業務用が減っているということでございますので、家庭内需要をターゲットにお米の販売をしていきたいと思っております。

○似内流通課総括課長 委員から御紹介いただきましたとおり、ことしはうし年ということで、いわてモー！モー！プロジェクト 2021 を展開しております。今回補正予算で提案させていただいておりますのは、県産牛肉の消費拡大を図るということで、大手コンビニエンスストア、飲食店と協働して牛肉を活用したメニューの開発、販売に向けた取り組みを考えております。

現在の状況でございますけれども、県産牛肉の約7割が首都圏のほうに行っております。今東京都では緊急事態宣言の動きがございまして、外食需要が減少しておりますので、特に今回は県内の消費拡大に向けた取り組みを強化したいということで提案させていただいております。

○田村勝則委員 県産米の落ち込みの中身はお聞きしましたが、今回の事業内容を見ると、主力品種であるひとめぼれを中心としたPR資材の作成、県内外の米穀販売店や飲食店等と連携した販売促進ということになってはいますが、ひとめぼれを中心とした根拠

をお聞きしたいと思います。

また、確かにPRの仕方、私のフェイスブックのフォロワーは20人ぐらいですから、それに比べれば多いのですけれども、まだまだ多くできる要素はあるのだらうと思います。その辺の検証もしっかり行いながら取り組みをしていただかないと、先ほどの臼澤委員の話ではないですが、実需につながっていかないのではないかと思います。効果はあったということですが、千とか万というフォロワー数を目指すということも必要だと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

もう1点、いわてモー！モー！プロジェクト2021についてお聞きしますが、県産牛肉の需要がかなり低下しているということでございますけれども、どのぐらいの消費拡大を図ろうと考えておられるのか、取り組みの目標をお伺いいたします。

○佐藤県産米戦略監 初めに、ひとめぼれを中心としたのはなぜかというお話でございすけれども、県産米の大方、7割方を占める主力品種がひとめぼれでございますので、一番ウエートの高いひとめぼれを中心に消費拡大活動を行いたいということでございます。

それから、インスタグラムでのPRの関係ですが、昨年度初めて行ったということもございまして、勉強が足りなかったところもあるかと思ひます。ことしは大体のノウハウもわかってまいりましたので、専門家の話を聞くなり、もう少しうまくPRできるよう努めていきたいと思っております。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 お米の関係で若干補足させていただきます。御指摘のとおりインスタグラムのフォロワーは、現時点で740件ぐらいなのですけれども、まだまだ少ないというのはそのとおりだと認識しております。どちらかといいますと、やはりインスタグラムを使うのは若い方が中心かと思っておりますので、そういう方をターゲットに発信することを考えていまして、例えばトマトスープ御飯ですとか、サバ缶、チーズリゾットといったような新しい御飯の食べ方の提案も交えながら、きれいな写真で発信しております。何とか若者にキャッチしていただければと思っておりますし、これ以外にも県内のタウン情報誌と連携して、岩手おにぎり図鑑というようなものをつくっております。書店で買い求め、あるいは見ていただいて、幾らかでも県産米に興味を持って、こういう食べ方をしてみようかなと思ってもらえるようなアプローチを行っているところでございす。

○似内流通課総括課長 いわてモー！モー！プロジェクト2021の取り組み目標ということでございすが、大手コンビニエンスストア、飲食チェーン4社と取り組むという目標を立てております。数量のところでは今想定しているところでは県産牛肉を活用した商品開発ということで、合計で約3.6トンの牛肉を活用することを考えております。

○工藤勝博委員 私も最初に県産米の消費拡大についてお伺いいたします。従来から取り組まれておりますけれども、なかなか消費が伸びない、逆に減る一方ということで、ことしの出来秋によっては米価が相当下落するのではないかということが大きな心配でありま

す。そういうことも含めて消費拡大については、先ほど来質疑がありましたけれども、一般家庭ではそこそ伸びていて、業務用が減っているというのは、確かに飲食店、あるいはホテル、宿泊関係がかなりダメージを受けているということなのではございますけれども、私が今一番思うのは、三、四年前に米価が上がったときを境にコンビニエンスストアのおにぎりが明らかに小さくなっているのです。それで1割以上の消費が減っていると言われております。これを何とか元に戻すような運動をしないと、ただ消費拡大、あれもやっています、これもやっていますと言っても、なかなか実行力のある対策にはならないのではないかと思います。

もう1点、この状況の中で消費を拡大させるためには、やはり価格政策、今の価格がこれでいいのかということも考えながら販売促進をしないと、実需者も首を振らないのだろうと思います。その辺も含めて御検討をお願いしたいと思います。

**○佐藤県産米戦略監** おにぎりの大きさの話になりますけれども、私どもも売り先を検討する際に、卸、コンビニエンスストア、あるいはコンビニエンスストアにおにぎりを配給する企業と接触する機会がございますので、ぜひそういった話を含めて検討していただくということもあろうかと思っております。

次に、価格の話でございますけれども、平成26年に一時暴落した後に、どんどん価格が上がって、相対取引で60キログラム当たり1万5,000円ぐらいまでになりました。そうなった場合に、確かにその価格のせいで消費が落ちているのではないかという話もよく聞きます。

ただ、裏を返せば、農家が再生産できる手取り価格もあると思うのです。そうなった場合に、今の価格が高いのかと言われると、それほど高いものではないと思っております。逆にこれから米価が低くなってしまいますと、農家の再生産ができないといった価格にもなりかねないということもございますので、やはり農家の手取り、生産費も考えた価格につきまして、ちょうどいい価格に設定できるように検討してまいりたいと思っております。

**○工藤勝博委員** 価格政策は、かなりデリケートな判断になると思っておりますけれども、この難局を乗り越えるには、生産者もそうですけれども、やはり行政として支援できる部分も考えていかないと、確かに再生産できないという状況になれば、これはまた生産を持続できないので、それらも含めながらこの緊急事態を何とか乗り切るような方策を考えなければならぬと思います。

去年、県産牛肉を支援する予算は3億円もありました。学校給食なり、何らかの支援をしながら県内消費を高めるべきではないかと思いますし、またそれぞれの市町村で取り組んでいるふるさと納税では、結構米の返礼品も出ていると思うのです。それらもうまく活用しながら、全国には岩手県産米を食べたいという人もかなりいると思うので、そういう方々をターゲットにしながらやっていかないと、毎日テレビでコマーシャルは見るけれども、あのコマーシャルを見ても、なかなか御飯を食べたいという思いにはならないと思います。今、米よりパンの消費が上回っている状況の中で、何かしら刺激的な仕掛けをしな

いと、なかなか消費拡大には結びつかないと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○佐藤県産米戦略監 確かに今までどおりの消費拡大対策だとそれほど伸びていないというのは、委員のおっしゃるとおりでございます。いかに消費拡大に結びつけるかということについては、先ほど来お話がありましたように、米粉なり多用途の分野に使っていくとか、いろいろな方法があると思いますので、今後も関係機関、団体と一緒に、委員のおっしゃるような刺激的な対策がとれるようにしたいと思っております。

○山下正勝委員 保険加入の普及活動について伺います。販売の9割を下回った場合に発令というのだけれども、県北地域の農家には問題点があるのです。販売の収入というのは全体なのですよね。そうすると、例えば今回のように果樹農家がリンゴは駄目だよと、もう8割、9割方減でどうにもならない。ところが、農家の意見を聞きますと、田んぼやキュウリなどをやっている場合は、収入保険に入っても対象にならないという情報が伝わっているのです。そういった場合に、例えば江刺地区のように専業でリンゴ農家一本だったらいいのですが、複合経営の場合には、いくら何でも9割というのはあり得ない話だという問題が出てきたのです。普及活動をやるのはいいことなのです。ただ、そういった場合には情報としてあるのかなのか、お願いしたいと思います。

○中野団体指導課総括課長 収入保険の加入の関係のお話かと思えます。確かに収入保険につきましては、ほかの価格安定対策、経営安定対策とどちらかを選択するという場合がございます。野菜につきましては、ことしは1年限り併用が認められるというような場合がございます。

また、いわゆる保障の部分につきましては、委員おっしゃるとおり9割となっております。それについては、やはりどうしても、ほかの制度も大体そうなのですが、1割部分については自己負担をしていただくという制度になっている部分がございます。

先ほど収入保険の掛金補助のお話もございました。全国知事会の令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望では、従前から要望していた農業保険の周知や農業者の視点に立った制度の見直しに加えまして、いわゆる自治体の補助の上乗せを実施している場合がありますけれども、保険料等の補助は全国一律の制度の内容とするため、国の負担率の引き上げを検討するよう提案しているという取り組みも進めているところでございます。

○山下正勝委員 例えば1品目で収入を得た場合は誰でもわかるのです。今の農家はほとんど複合経営をやっているのです。複合経営の場合、県北地域だけなのか、9割までは何としても落ちないというのです。予算をつけて普及活動をやってもいいのですけれども、その辺をもう少し柔軟にしてもらわないと、県北地域のほうはきついと思っているのです。せっかく普及活動をやるのであれば、その辺の実例もつけた説明をしてもらわないと、果樹農家は今大分泣いています。農業共済に入った方々もいるのだけれども、サクランボは対象外ということで泣いていますので、もう少し気配りして調査するなりしてほしいと思いますが、再度どういう考えかお聞かせ願いたいと思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 収入保険の関係ですけれども、委員御指摘の例えば米の収入が30%、果樹の収入が30%、野菜の収入が40%というような複合経営を行っていらっしゃる方が、今回のように果樹で相当ダメージを受けたというケースですと、30%の果樹が9割減収になった際には、全体の収入の中では多分9割を下回るので、幾らか保険金が出るかと思えますけれども、特定の品目だけが影響を受けた際に、ほかの経営部門でカバーされるので、思っていたほど保険金がおりにないケースがあるという御指摘だろうと思えます。

それは御指摘のとおりであって、その際に共済制度、あるいは畜産をやっているマルキン制度という別のセーフティーネットがありますので、それぞれの経営にとってどういう保険に加入するとメリットがあるかといったことも県のほうから情報提供させていただいて、その中で選択していただくのがいいのではないかと思っておりますので、農業改良普及センターなどからも情報提供するように努力していきたいと思えます。

○高田一郎委員 私もうわて県産米消費拡大対策事業についてお聞きいたします。米の消費については、全国的に1962年をピークに現在消費量が半分になっているのですが、農林水産省の調査では20代の男性、月に1回も米を食べない青年が20%になっているという状況になっています。米の消費については、食生活が多様化している中であって、なかなかPRだけでは解決できないとは思いますが、大変大事な事業だと思います。

そこで、まずお聞きしたいのは、全国的にかなり消費量が落ちているのですけれども、岩手県内の消費拡大をするということですから、農業県岩手では1人当たりの消費量はどの程度になっているのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

もう一つは、どこにターゲットを置くのかというお話がありましたけれども、私はやはり20代、そして子供たち、小さいときからの食生活が大きな影響を与えますし、若い人たちはこれから50年、60年と生きていくわけで、こういう若い世代をターゲットにした米の消費拡大戦略というものが本当に必要ではないかと思えます。軽くて簡便な御飯製品とか、レシピの開発などを行って普及していくとか、若者世代をターゲットにした戦略が必要ではないかと思えますが、この点についてはどのようにお考えなのか。

もう一つは、先ほど食料支援のお話が出ました。今は新型コロナウイルス感染症によって、まともに食料にありつけないという生活困窮者が広がっているのですけれども、県内でも学生に対する食料支援とか、フードバンクの活動が広がっています。そういった学生、若者、あるいは子育て世代、こういった方への食料支援を行っていくことも消費拡大する上で大変大事ではないかと思えますけれども、この辺についてどのようなお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 最初に、岩手県の消費量というお話でございました。私もいろいろ数字を見ておりましたが、1人当たりの消費量は全国的には60キログラムを割って五十何キログラムということですが、岩手県の消費量というのは見たことがございません。ただ、想像がつくのは、米の消費動向を見ますと、全国的には米を食べている県

だと思っておりますので、五十何キログラムよりは若干多いのかなと感じているところでございます。

それから、若者に対する消費拡大のPRでございますが、コロナ禍の中におきましても有効的なPRをするということで、昨年度からインスタグラム、ツイッターなどのSNSを活用して若者に対しても米の消費拡大、あるいは岩手県の販売促進活動を行っているところでございます。

最後に、子供、学生への支援も大事ではないかというお話でございますけれども、確かに米の消費拡大という部分からしましても、必要になるものと思っております。国のほうでは、備蓄米を子ども食堂に配給するという取り組みも行っているようでございますので、県といたしましてもそういう支援策ができるものか検討してまいりたいと思っております。

**○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 岩手県の米の消費量について、手元に資料がなくて恐縮なのですが、総務省の家計調査で全国平均が63キログラム程度、盛岡市が74キログラム程度だったと記憶しております。74というのがどういう数字かということ、全国では上から数えて5番目ということで、盛岡市の消費量は非常に上のほうだったと記憶しております。

**○高田一郎委員** 若者、あるいは生活困窮者の支援について検討するということですが、きのうは一般質問の中でフードバンクのお話もありました。私も学生の食料支援を行っている若者の団体から要望もあまして、この間学生を対象に県民の皆様から寄附をもらって2回食料支援を行ったところ、300人近い若者、学生がそこに集まって、一番歓迎されたのは米と生理用品なのです。今若い人たち、学生はアルバイトもできない、親の収入が落ち込んで仕送りも少なくなっているという傾向になっています。先ほど20代の若者が米を食べないという話をしましたけれども、この機会にそういった人たちに食料支援をやっていくのは非常に大事だと思います。

6月18日に青年団体である日本民主青年同盟岩手県委員会というところが、食料支援活動を行ってきた結果、こういったことが必要ではないかということで、知事に対して8項目の要望を行いました。その一つが若者、学生への食料支援なのです。これから検討するということですが、既に大分前から県に対する要望が上がっていますので、真面目に検討していただきたいと思えます。

それで、心配なのは皆さんからも出されているように、ことしの米価がどう動くのかということで、先ほど説明があったように、岩手県では4月末の在庫が前年比で10%以上もふえているという状況です。先日、日本農業新聞を見ましたら、全国農業協同組合中央会がこのままでいきますと持ち越し在庫となる2020年産は40万トンから50万トンとなり、これを販売しなければならないが、1年かかってしまうということで、2021年産も事前契約が全国全体として、まだ前年比45%にとどまっているという見通しを示しています。私は、消費拡大も大事でありますし、飼料用米への転換も大事だと思っておりますが、このペースでいきますと全国農業協同組合中央会も1万円台になるのではないかと農業団体

もあります。こういう危機感を持って対応していくべきだと思いますけれども、米の需給動向、米の価格、これについてどのような受けとめをしているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 米の需給動向でございますけれども、現在の県産米の相対取引価格で申し上げますと、4月末現在で全国が1万4,860円、岩手県が1万4,843円ということで、全国的にはマイナス836円、岩手県的にはマイナス469円ということで、全国に比較しますと岩手県の価格はまだそれほど大きな減にはなっていないところでございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、在庫がこれからどんどん積み増しになってきますと、米の価格に影響するというのはそのとおりだと思います。ではどのくらいになるのかという話があるわけでございますが、私も農協等を巡回しまして、売れ行き、在庫、それから概算金の支払い等について、いろいろ話を聞いてまいりましたが、やはり総じて厳しいという話がありました。

農協によってはいろいろと売り方を工夫して、直売で売っているところもございまして、野菜等でもそれほど極端な下げにはならないのではないかなというような農協もございましたし、あるいは業務筋が多い農協ですと、少し心配だという声もございまして。農協によって違いかもかもしれませんが総じて厳しい状況にあるということは間違いないと思っております。

○高田一郎委員 一度下がってしまうと、過去の例から見ても、すぐに元に戻るということはずなれないと思うのです。恐らく2年、3年かかってしまうと思いますので、本当に危機感を持って対応してもらいたいと思います。

今回消費量が落ち込んでいるのは、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思うのです。ですから、国がしっかり責任を持って市場隔離をしたり、バターなんかは輸入規制をしているのに、米については輸入規制もしない、そういうところから正していかないと、本当の意味で米価下落対策にならないと思います。一般質問の答弁では、先月、国に対してその辺のところの要望を申し上げたということもありましたので、引き続き継続して取り組んでもらいたいと思います。

最後に、収入保険について質問したいと思います。現在、収入保険あるいは農業共済の加入状況、先ほど目標に対する加入率という話がありましたけれども、全体の農業経営体に対する収入保険、農業共済についても任意になりましたので、恐らく両方に入らない無保険者もいるのではないかなと思うのですけれども、その辺の実態はどうなっているのか。あるいは、収入保険については青色申告者のみが加入できることとなっていますけれども、青色申告者に対する加入率というのは岩手県の場合どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○中野団体指導課総括課長 まず、青色申告の申告者数における加入の割合は23.3%となっております。

続きまして、経営体数の加入状況でございますが、令和3年4月末の経営体の加入状況

は2,445件となっております。

○高田一郎委員 質問したかったのは、全体の農業経営体に対して収入保険と農業共済にそれぞれの程度の方々が加入しているのかということ。無保険者というのが当然あると思うのですが、どういう状況になっているのかということを知りたかったのです。今地震や大雨、凍霜害などさまざまな災害が繰り返されております。そういったことを考えるときに、セーフティーネットとしてしっかりと機能しているのか、その辺の実態をお聞きしたかったのです。

○中野団体指導課総括課長 大変失礼いたしました。先ほど4月末現在で2,445件というお話をいたしました。その分母となる部分といたしまして、青色申告を実施している県内の経営体は1万487経営体という形になっておりまして、先ほどの加入率というふうな状況でございます。

○吉田敬子委員長 無保険者の割合については答弁できますでしょうか。今できないのであれば後ほどお願いしたいと思います。よろしいですか。

○中野団体指導課総括課長 はい。

○高田一郎委員 後で数字をいただきたいと思っております。

先ほど収入保険に対する保険料補助についても質問がありました。なかなか難しいというお話がありましたけれども、2月16日付で農林水産省経営局長名で、各都道府県知事に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営収入保険の保険料等補助についての通知が出されています。この中では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して保険料に対する補助を検討してください、保険料補助を実施している地方公共団体については、他の地域と比べて収入保険への加入が進んでいる傾向が見られるという通知であります。一般質問では、総務部長から農林水産部としっかり協議をしていきたいというお話がありましたけれども、既に2月にこういう通知が出されております。

そこでお伺いしたいのですけれども、この通知を受けてどのような検討がされてきたのか。また、全国では独自に補助を行っている自治体がどの程度あるのか、まずその辺のところをお聞きしたいと思います。

○中野団体指導課総括課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保険料の補助でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございまして、保険料等の負担は毎年発生するものでございまして、継続して加入が必要な収入保険の趣旨を踏まえ、一度限りの補助は効果が限定的であるという課題がございますので、慎重な判断が必要だという認識でございます。

また、他県の保険料の補助の実施状況でございますが、令和3年度当初予算で措置しているのは東京都と鳥取県と聞いております。このほか3県で6月補正予算を提案しているというところでございます。

先ほどの加入目標の全体に占める本県の達成状況の割合は83.4%でございます。

の部分については全国でも上位に入っております。実際に予算を措置しているところは、本県と比べれば、中位から下位となっている状況がございます。そういう状況もちょっと本県とは異なっているかなと考えているところでございます。

○吉田敬子委員長 答弁は、わかり次第お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○荻内農業革新支援課長 お手元に配付しております、主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてであります。4月は中下旬に最低気温が氷点下となる日があり、4月11日と4月27日にはやや強い降霜が見られました。5月の気温は第3、第4半旬は高温傾向で経過し、5月第6半旬に一時低温傾向となりましたが、その後は平年より気温が高く、日照時間も平年並みで推移しております。ごらんいただいているグラフは盛岡市のデータであります。これは県内各地とも同様の傾向です。なお、気象台の発表によりますと、6月19日ころに梅雨入りしたと見られます。

(2)の7月からの3カ月予報では、気温が高く、降水量は平年よりやや多い見込みと発表されております。

次に、2の生育状況と技術対策、まずは水稲についてであります。6月末現在の県内水稲の生育状況につきましては、草丈、茎数、葉数は平年を上回る状況で、県内各地域とも必要な生育量を確保し、生育は順調です。

2ページに進みまして、今後の技術対策ですが、7月中下旬の穂や花粉がつくられる時期に低温が予想される場合は深水管理を行うほか、圃場をよく観察し、葉いもちの発生が確認された際は速やかに薬剤散布を行うこと、カメムシ類による被害を防ぐため畦畔等の草刈りを地域一斉で行うよう指導しているところでございます。なお、このことは7月5日に開催を予定しております稲作技術対策会議において関係機関で共有、確認することと

しております。

次に、(2)の麦・大豆であります。小麦の登熟は平年並みで、刈り取りは例年どおり6月下旬から県中南部を皮切りにスタートしております。

また、大豆は天候にも恵まれ、適期である6月中旬までに播種がほぼ終了し、その後の芽の出そろいや初期生育はともに良好です。

技術対策としましては、小麦は品質低下を防ぐため、倒伏しているところとしていないところの刈り分けの実施や、天候を見ながら刈り取りを急ぐとともに、適正な乾燥、調製を実施すること、大豆にあつては除草と倒伏防止を兼ねた中耕、培土の実施を指導しております。

次に、野菜であります。トマトなどの施設果菜類、キュウリやピーマンなどの施設、露地果菜類、ネギ、キャベツや雨よけハウレンソウ等の葉菜類もおおむね良好に生育しております。6月中旬には県中南部を中心にひょうによる被害があったことから、病害防除のための殺菌剤の散布や生育回復のための液肥の散布など、事後対策の指導を実施しております。

なお、ひょうの被害状況につきましては、ピーマン、キュウリ、キャベツなどの野菜類のほか、リンゴ、葉たばこ、飼料作物等への被害が確認されております。上の写真はピーマン、下の写真はキャベツの被害状況となります。各市町村の被害面積や被害額については、現在取りまとめ中でございます。

野菜類の今後の技術対策ですが、梅雨時期の長雨に備えて排水対策を再確認するとともに、生育に応じた栽培管理による適正な株の成長を維持するよう呼びかけております。

次に、果樹であります。リンゴ品種ふじの県平均の満開日は平年よりも4日早い5月6日ころとなり、果実肥大は平年よりもやや進んでおります。4月の凍霜害の影響で結実率は平年より低く、着果量が不足する園地も見られております。

また、6月中旬には県南部でひょうが降り、リンゴ果実に傷などが発生しております。ブドウは、5月中旬及び6月からの高温によりまして、平年より4日ほど開花が早まり、県央部のキャンベル・アーリーは6月13日ころに満開となりました。生育はおおむね順調です。

なお、一般質問でも報告させていただきましたが、4月の凍霜害による県内果樹類の被害額は、6月25日現在、20市町で約3億7,000万円となっております。

3ページに進みまして、果樹の今後の技術対策ですが、4月の凍霜害で被害を受けたリンゴについては、慎重に果実を見定めて仕上げ摘果を行うとともに、着果不足となった園地では徒長枝、すなわち生育が旺盛過ぎる枝のことでありますが、これを切り除くなどの夏季管理を丁寧に行うよう指導しております。

また、ひょうについては、一番右の写真のような被害を受けておりますので、摘果の際に良質な果実を残すなどの事後対策の指導を行っております。

ブドウについては、結実を確認の上、摘房、すなわち房の数を制限する作業や摘粒、す

なわち果実の大きさを整える作業、これらを適切に行うよう指導しているところであります。

次に、花卉であります。リンドウの生育は平年並みからやや早く、リンドウの極わせ品種いわて夢あおいは、県南部において6月上旬より出荷が開始されました。小菊の生育もおおむね平年並みとなっておりますが、一部地域では4月の霜により生育遅延が見られております。

また、6月中旬に八幡平市や雫石町のリンドウに発生したひょうの被害については、病害防除のための殺菌剤の散布など事後対策を指導したところです。

今後の技術対策としまして、梅雨時期の長雨に備えて排水対策を徹底するよう指導しております。

なお、果樹、野菜、花卉の園芸品目全般にわたり、県の病虫害発生予察情報に基づき、適期に防除を行うよう指導してまいります。

最後に、飼料作物であります。5月下旬から6月上旬に収穫された牧草の一番草の収量は、平年並みからやや多くなっております。飼料用トウモロコシは、平年並みの5月中下旬に播種が終了しましたが、現時点の生育は平年並みからやや遅いという状況です。

今後の技術対策としまして、牧草は一番草収穫後40日から55日を目安に適宜二番草を収穫すること、飼料用トウモロコシでは熊やイノシシなどによる食害防止のため、電気柵の設置等の対策を講じるよう指導しております。以上で説明を終わります。

**○長谷川振興・衛生課長** 引き続き家畜伝染病予防法に基づく豚熱ワクチンの接種について御説明いたします。

お手元に配付のA4判の資料をごらん願います。令和3年6月15日に本県が豚熱のワクチン接種推奨地域に国から指定されたことを受け、本県が作成したワクチン接種プログラムについて、昨日7月1日に国から内容が妥当との通知がありました。このため、7月5日から県内の136の養豚農場全てを対象にワクチン接種を開始します。

1、ワクチン接種の概要であります。接種対象は県内の全養豚農場となります。初回接種につきましては、接種頭数は約43万頭となり、7月5日から接種を開始し、おおむね3カ月間での終了を予定しています。

接種の順は、県南地域の一関市から開始し、順次県央地域、県北地域へと拡大します。接種の実施者は家畜防疫員となりますから、家畜保健衛生所等に勤務する県職員や家畜防疫員として任用する民間獣医師がこれに当たります。なお、初回接種につきましては、ワクチン接種手数料を免除することとしています。

2回目以降の接種となる追加接種につきましては、初回接種後に農場で新たに生まれた子豚のほか、農場で長期間飼育される繁殖豚を対象に接種します。なお、追加接種につきましては、ワクチン接種手数料として1頭当たり310円を徴収いたします。

2、ワクチン接種の根拠であります。家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく知事による接種命令となります。

以下、参考として豚熱ワクチンを接種した豚の肉を食べても人の健康に影響はないことなどを申し添えます。以上で説明を終わります。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 霜とひょうの果樹への被害についてでございます。私ども希望いわてでは、6月23日に会派で三つの班に分かれて県北、中部・県央、一関市・大槌町を調査いたしました。その際には広域振興局の皆様にご協力をいただきましてありがとうございます。

佐々木順一議員が一般質問で取り上げまして、大体のことはわかりましたけれども、さらに詳しく示していただきたいと思うのですが、被害は20市町、約3億7,000万円ということで、これは今までにない被害だったということでもあります。エリアごと、市町村ごとの被害状況はわかっているでしょうか。被害面積、被害農家の戸数、品種、被害額をわかる範囲で詳細に示していただきたいと思います。

○鈴木企画課長 霜の被害についてでありますけれども、一般質問から先ほど来お話が出ておりますが、6月25日現在で20市町、3億7,000万円、この被害額につきましては、現時点での被害の全体量を把握するために取りまとめたものであり、今後さび果や奇形果といった新たな障害の発生が予想されるため、引き続き市町村や関係団体と連携して調査を進めていくことにしております。

それから、地域別、エリアごとの被害状況というお話がございましたが、今回の霜の被害につきましては、県内全域で複数回、氷点下となる低温に遭遇したというようなこともございますので、リンゴを栽培しているところで広く被害の発生が確認されていると捉えております。リンゴの栽培の多い地域としましては、県央圏域、県南圏域ですので、その辺の被害面積が大きいと捉えていただきたいと思います。

また、市町村や産地別の被害額等の詳細につきましては、今後出来秋に向かって、例えば市場関係者ですとか、流通業者等において産地を切りかえるなどといった産地に対する評価、風評にもつながる懸念があると捉えておりますので、詳細な答弁については差し控えたいということでございます。

同様に農家戸数ですが、先ほどの20市町、3億7,000万円という被害については、6月25日現在での被害の全体量、規模感を把握するために、市町村から報告を受けた面積の合計値をもとに算定したものであって、個々の農家の被害を積み上げて集計したものではないということで、現時点では被害農家戸数の集計は行っておりません。

○佐藤ケイ子委員 市町村ごとの被害農家戸数ですけども、本当は押さえていますよね、JAごとにもそうですし。いろいろな意味があって公表できないということかもしれませんが、実はわかっているのだろうと思います。国会でも横沢議員が農林水産省に申し入れしたりしていますけれども、そのときにもやはり数字というのは大事になってくると思いますので、ぜひ実態をしっかりと報告していただきたいと思います。

それで、風評被害にならないようにというよりも、応援をしましようということを打ち

出していかなければならないと思います。実際は、傷がついても味に変わりがないという品目もたくさんあるわけです。被害があって売れなくて大変だというよりも、傷がついても買って応援してくださいというPRの仕方もあると思いますので、ぜひ被害の状況は共有したほうがいいのではないかと考えております。

また、霜がおりるときの指導はどうだったのかということなのですが、よく霜がおりるときはスプリンクラーで水をかけたり、園地のあちこちに一斗缶のようなものを置いて火をたくとか、そういった対策があるということで、現実的には何もできなかったということなのですが、こういうときのための指導としてどういうことができるのか、お示しをいただきたいと思います。

**○荻内農業革新支援課長** 被害を予防するための指導についてでございますが、県ではこれまで農作物技術情報の発行などにより、低温への注意喚起や霜対策の実施を呼びかけるとともに、霜被害が確認された地域には被害を最小限とするため、人工授粉など着果管理の徹底を指導してきたところでございます。

また、JAや農業改良普及センターが参集した果樹技術対策会議を開催し、被害状況や今後の栽培管理を確認し、生産者への指導を行ってきております。

今後は、被害を受けた果実の品質低下を最小限に抑えるための薬剤散布や摘果などの対策や、次年度以降の生産安定に向け、来年の果実のもととなる花芽を十分に確保するための対策について技術指導を徹底していくこととしております。

**○佐藤ケイ子委員** 薬剤散布だとか手間暇がかかるわけです。ことしの収穫は厳しいとしても、来年のためにしっかりと管理をしていかなければならない。収入は減るけれども、経費はかかるということになるわけです。1億円以上の被害があった場合には、農作物災害復旧対策事業を発動するということですが、今回はどのような支援策を検討していくのか。かかり増し経費のこともありますし、指導などさまざまあると思いますが、どのように検討をされていくのかお伺いします。

**○佐々木農産園芸課総括課長** 農作物災害復旧対策事業の関係でございますが、今回の霜被害につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、20市町、3億7,000万円という被害額で、複数市町村における農作物の被害額が1億円以上となっております。現在農作物災害復旧対策事業の発動に向けまして、残っている果実の品質低下を最小限に抑えるための薬剤の散布のほか、人工授粉に必要な花粉の確保など、次年度の安定した生産に必要な支援策を検討しているところでございます。

**○佐藤ケイ子委員** リンゴ、サクランボなどは、贈答用に大変売れ行きのよいものですが、かなり収入が減少するのではないかとされていますが、その面については何かないのでしょうか。

それから、次年度の生産に向けた必要な支援策ということですが、もう少し具体的な支援策というのは出てこないのでしょうか。

**○佐々木農産園芸課総括課長** 贈答用の品質低下という部分でございますけれども、ある

程度さび等の発生はあるかなと捉えているところでございます。まずは、今の品質低下をこれ以上拡大させないような対策ということで、必要な薬剤散布等々を計上しているところでございます。

それから、次年度の対策でございますが、先ほど申し上げました人工授粉ですけれども、来年度に人工授粉を自分の園地から確保している方がいらっしゃると思いますが、そうした方が来年度に足りなくなるというようなことがございますので、購入部分の対策なり取り組みが必要になってくるということでございますので、現在その辺の支援を検討しているところでございます。

○佐々木茂光委員 私からも何点か質問いたします。

最初に、今野菜や果樹、リンゴの被害の話がありました。その中で被害に向けた指導をしていると話されたのですけれども、農協とか農業改良普及員の集まりを通じて対策に向けた指導を発信していると思うのですが、特に比較的小さい畑で野菜をつくっている一般の人たちにそういった情報が入っているものなのかどうか。

わかりやすく言うと、作物がいろいろな被害を受けて、例えばキャベツの葉っぱが枯れてきたとか、ピーマンの育ちが悪いという場合に、一般の人たちが農協に肥料は何がいいですかというようなことを聞きに行くのですけれども、なかなかうまく指導できないとか、それではこの薬を使ってくださいとか、このまま様子を見ましょうというのがどうもわからないらしいのです。昔は、それはこういう病気ですねとか、この薬が適切ですよという形で指導してくれたそうです。今は、なかなかそこまで話がいかなくて、現場の人たちがいろいろと迷うところもあるようです。例えばこういう状況も含めて、農家に情報なり指導なりというのは何かの形で流しているのでしょうか。

○小原農業普及技術課総括課長 被害が発生した後にきめ細やかな情報発信ができていくかというお尋ねかと思えます。これまでですと、各地区ごとにJAの窓口があったりして、比較的細かな情報提供ができていたかと思えますが、組織の再編などもろもろの事情がありまして、委員のおっしゃるように相談に行っても専門家がいなかったりという話は耳にしております。

ただ、農薬の使用に関しては、農薬取締法で使用をきちっとしなさいということがありますので、できる限りの情報を提供するようにはしておりますし、経営ではなく家庭菜園的な部分につきましては、どこまでカバーできるかというのはございますけれども、基本的になりわいとして野菜をつくっている方々からの御相談に関しましては、農協はもとより農業改良普及センターで丁寧にお答えするようにはしているところでございます。

○佐々木茂光委員 そうすると、例えば農協に行って、ここに相談してくださいという話までは農協に届いているという解釈でいいですか。

○小原農業普及技術課総括課長 農協組織の中でどこまで共有されているかというところは、農協によって多少の差はあるかと思えますけれども、基本的には農家を相手をしている組織でございますので、そういった御質問があれば営農分野につなぐといった対応が

なされているものと思っております。

○佐々木茂光委員 わかりました。

それでは、今度は漁業の話になりますけれども、今ウニがそれぞれの地区で開口になって盛漁期になっているわけですが、単価を含めて量的にどのような状況で揚がってきているのか、お尋ねしたいと思います。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 今期のウニの状況ですけれども、5月31日までの集計になりますが、数量がむき身で全県で約19トン、金額は1億8,000万円、単価は1キログラム当たり約9,400円となっております。昨年度と比べますと数量で約4倍、金額では3.6倍、単価では89%、震災前と比べますと数量で141%、金額は197%、単価は118%となっており、今年度は順調なスタートを切っていると認識しております。

○佐々木茂光委員 量的にかなりの数が揚がっていて、非常に条件がそろっているということもあると思うのですが、一方で駆除をしているものもあるわけですが、駆除したウニを蓄養に回しているところもあるのですが、その辺の実入りというか、成長の度合い、もう既に出荷が始まっているとか、その辺の状況はどのようになっていますか。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 近年、いわゆる磯焼けという状況がございまして、岩手県でも昨年度から予算を組んで、4地区の漁協に委託をして試験、モデル的な取り組みをしております。取り組みの結果、去年の事例ですけれども、駆除をして餌を十分に与えたものについては、低温期でもかなり実が入るということがわかっております。ただ、ことしの場合は漁協や漁師さんの話を聞きますと、去年より海底に海藻があつて、結構ワカメが残っているということで、ことしの初期のウニ漁が好調な原因の一つになっていると感じています。

○佐々木茂光委員 陸で蓄養している分は、今のところ出荷はしていないのですね。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 昨年度の試験では、主に駆除の方法や飼育の方法を調べておりました、その結果得られたものについては、一部販売をして結構好調だったということではありますが、十分なデータが出ておりません。今年度の委託事業につきましては、販売や流通も含めて検討するよう調整しておりますので、試験結果を確認していきたいと思っております。

○佐々木茂光委員 とれるものには期待をするわけけれども、今ウニが一番盛漁期の中で、品目をウニと見た場合に、ことしの水揚げがどの辺までいけると予想を立てていますか。海の中だから、いるもいないも、そのときはいるけれども、次に行ったときにはみんなよそのほうに散らばっていなくなるということもあるので、大体このような状況になるかなぐらいでいいです。結局それはとる人たちもそうだけれども、海の人たちも期待するところなのですよ。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 天然物の水産物ですので、ウニの場合ですと身入りの関係、そのほか環境によって口開けができないということがありまして、県も業界団体も予想というのはなかなか難しく、手元に数字がございません。

○佐々木茂光委員 わかりました。のぞいてみなければわからないからね。

そういった中で、岩手県の水産環境が磯焼けから始まり、地球の温暖化が非常に進んで現場に落ちてきている中で、今後の大局を見据えたときに、水産振興とすれば温暖化対策について、どのような方向を見出しているのか、お尋ねしたいと思います。

○阿部漁業調整課長 地球温暖化に対応するための御質問でございます。近年の海洋環境の変化によりまして、岩手県でいえばサケ、サンマ、スルメイカ等、主要魚種が軒並み減少しております。漁業者の収入ですとか、水産加工業者の原料を安定的に確保していくためには、戦略的な取り組みが必要と認識しているところでございます。このため、県では三つの大きな柱で取り組みを進めることとしております。

まず、一つ目の柱でございますが、先ほど申し上げた主要魚種の資源回復、具体的には秋サケの資源回復では、高い水温でも回帰してくるような健康な種苗、稚魚をつくるということが挙げられます。

二つ目の柱とすれば、増加している資源の有効活用ということで、今マイワシがすごくとれているわけございまして、それを対象に小型漁船の試験操業を実施しておりまして、効率的な操業方法ですとか、収益性の確認、検討をしているところでございます。

さらに、三つ目の柱としましては、新たな漁業、養殖業の導入ということで、具体的には今4地区でやっておりますが、サケ、マス類の海面養殖を推進しているところでございます。

○佐々木茂光委員 もう一つは、震災後、漁港、漁村も含めてそこそこ整備が行われてきております。そういった中で、温暖化の影響か何か、海況が変化することによって潮位が上がって、その幅も随分大きくて、ちょっとしたしげが来ると、堤防を越えて漁船を係留しているところにたたき込んでくるという状況がこのごろ見えております。その辺の状況は承知しているでしょうけれども、越波の対策について、何か踏み込んで考えられているところはありますか。

○佐藤漁港課長 越波対策についてであります。近年超大型台風等による異常な高波が発生し、防波堤の倒壊や漁船の破損、転覆等の被害が発生するとともに、防波堤からの越波により漁船の係留に支障が生じていることから、これに対応した施設整備が必要であると認識しております。

このため、県では頻発する高波への対応策として、平成29年度に設計波高をおおむね1メートル程度引き上げたところであり、新たな設計波高に基づき、これまでに釜石市の唐丹漁港など3漁港で護岸のかさ上げ等を実施してきたほか、今年度は新たに防波堤の設計に着手する陸前高田市の広田漁港など9漁港で越波対策に取り組むこととしております。

今後とも漁業関係団体や関係市町村と連携しながら、漁業者が漁船を安心して安全に係留できるよう、防波堤のかさ上げなどの越波対策を計画的に進めてまいります。

○佐々木茂光委員 日に日に海の様子も変わってきています。漁業者にとってはやはり地先が非常に大事なところでもあるので、常に目を向けて、これからしっかりと取り組んで

いただきたいと思います。

先ほどお話があったように、これから湾内の蓄養、養殖を進めようとしているわけですが、必ずしも静穏域が着実にあるというわけでもないので、漁港整備にあわせて人工的につくっていくということも必要ではないかと思うのですが、その辺はどのように考えられていますか。

○佐藤漁港課長 静穏海域確保のための整備についてであります。県では漁港泊地内の静穏海域を確保するため、防波堤の新設整備に取り組んできており、近年では静穏海域を活用したナマコの増殖試験等の取り組みがふえてきているとともに、地元漁港からウニの蓄養の場などとして活用したいとの要望が多く出てきていることから、これに的確に対応した整備を進めることが重要であると認識しております。

このようなことから、今後とも漁船の安全な係留や水産物の効率的な陸揚げ作業等の向上を図るとともに、水産物の育成環境にも配慮しながら、増養殖に適した静穏海域が確保できるよう防波堤等の整備を積極的に進めてまいります。

○吉田敬子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○中野団体指導課総括課長 午前中の高田一郎委員からの経営体の管理状況の御質問についてでございますけれども、まず収入保険の管理状況を先にお話しします。

2020年の農林業センサスによる本県の農業経営体の数は3万5,380件になっておりまして、令和3年4月末の収入保険の加入者数は2,445件となっております。その加入の率は6.9%となっているところでございます。

次に、農業共済の加入状況についてでございますが、農業共済組合の統計では最大面積での把握しかしておらず、面積ベースでのお答えになりますが、農業共済のうち義務加入から任意加入に変更された農作物共済のうち、まず水稻の引き受け率は75.3%となっております。麦の引き受け率は69.5%となっております。

なお、主食用米の収入保険の加入面積については把握できておりまして、その加入率は18.6%となっております。先ほど申し上げた共済加入と加えますと、約94%となっております。9割以上はカバーできているというような状況となっております。

○吉田敬子委員長 それでは、この際質疑を続行いたします。

○田村勝則委員 端的に2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、漁協の経営状況と課題、今後の見通しについて伺います。新聞等でも県下各漁協の決算が公表されている中で、厳しい漁業を反映して赤字の組合もあり、漁業者の不安も聞かれております。課題と今後の支援策などの見通しについてお伺いするものであります。

続いて、農業公社事業についてであります。令和3年6月の経営状況説明書がございます。まず一つは集落営農組織の重要性がますます高まっているわけですが、農業公社もその前身、中間管理機構として本当に事業推進に頑張っておられるわけですが、今後の見通しはどのようになっているかということでもあります。

それと、農地集約の現状と目標達成に向けた取り組みも当然これからますます重要になってくるわけですが、その点について県としてどのような連携を図り、進めていくのかお伺いしたいと思います。

**○佐藤特命参事兼指導検査課長** 漁協の決算状況、課題、今後の支援策についてであります。令和2年度の決算は、海洋環境の変化に伴う秋サケ等の主要魚種の漁獲量の減少などによりまして、漁協収入は、事業総利益ベースとなりますけれども、このおおむね5割を占めております漁協自営事業、定置網による水揚げが低迷したということで、県内24漁協のうち13漁協が当期損失金を計上し、全漁協の損失の合計は約2億1,000万円余の損失となったところでございます。各漁協では、震災以降、繰越損失金の解消など経営改善に向けた取り組みを進めてきたところでございますが、令和元年度に9漁協で約3億円であった繰越損失金が増加する見込みになっております。県としては漁協経営の安定化を図ることが課題であると認識しております。この課題への取り組みにつきましては、県や県漁連等の関係団体とで構成するJF経営指導岩手県委員会で経営が厳しい漁協等に対しまして、新たに経営改善計画の策定を求めることとしております。今後県では、JF経営指導岩手県委員会による計画の進捗管理などを通じまして、漁協の財務状況を確認しながら借りかえ資金を活用した場合の利子補給などの支援を行っていくこととしております。

なお、漁業関係団体では、コンサルタントを活用した漁協の経営環境分析を行う予定と聞いております。県としてもその分析結果を確認しながら、経営改善に向けた指導、助言を行っていくこととしております。

また、経営にとって重要であります収益の確保に向けましては、漁協の主な収入源となっております定置網等の漁協自営事業の強化のほかに、漁業関係団体と連携しまして生産性の向上や担い手の確保を促すなど、漁協経営の安定化のための取り組みを進めていくこととしております。

**○村上担い手対策課長** 農業公社事業の御質問が二つありましたけれども、まず最初に集落営農組織の今後の見通しでございます。担い手の減少や高齢化が進行する中で、小規模農家や兼業農家も参加する集落営農組織については、地域の農業の担い手として重要な役割を担っていると認識しております。今後この組織が農業経営体として持続的、安定的に発展していくためにも、農地集積等による経営規模の拡大や6次産業化などによる経営の多角化のほかに従業者の労働環境を整えることなどが必要と考えておりまして、その実現に向けて法人化が重要だと思っております。

また、県では組織リーダーの育成や岩手農業経営相談センターによる税理士などの専門家派遣等により法人化の取り組みを支援するとともに、農地中間管理事業による農地の集

積などを推進しておりまして、今後とも地域農業の重要な担い手であります集落営農組織の経営力向上の取り組みを支援していきたいと思っております。

次に、二つ目の御質問でございますけれども、農地集積、集約化の現状と目標に向けた取り組みについてでございます。県では、農地中間管理機構を核といたしました担い手への農地集積を進めております。農地中間管理機構による令和2年度の全体面積については2,850ヘクタール、地域集積面積は920ヘクタールとそれぞれ全国トップクラスの実績となっております。これまでの取り組みによりまして、担い手への集積面積は県全体で約8万ヘクタールとなっております。担い手へのさらなる農地集積に向けては、平場地域では新たな農地の出し手の確保、中山間地域では圃場条件の改善による受け手の確保が課題となっております。

そのため、県ではこれまで農地の出し手や受け手を明確化する地域農業マスタープランの実質化の取り組みを進めてきました。今後は、このプランに基づきまして農地の出し手と受け手のマッチングを図るなど、関係機関、団体とも密に連携しながら担い手への農地集積がより一層進むよう取り組んでいきたいと思っております。

○田村勝則委員 水産業協同組合法によって定められている漁協でございますけれども、我が岩手県は水産県でもあります。漁協が元気でなければ漁民も大変であります。水揚げ高が少ないと漁協の経営も厳しいという一連託生の関係があるわけですが、去年の水産庁の統計によれば、全国の942の沿岸地区漁協のうち、66%が赤字であったということで、本県だけではなく全国的に厳しい状況の中にあるということは私も認識しているところでございます。

そういう中で、先ほど佐々木委員の質問の中で、漁業も戦略的な取り組みをしていかなければいけないという話がありました。まさしくそのためには一朝一夕で結果が出るようなことではない取り組みも当然していかなければいけないわけですが、現実問題として私の知り合いが、アワビで普通だったら3桁の収入があるところ、去年は50万円ぐらいで終わったのだという話をしておりまして、漁業者の収入も激減しております。共済で補填はできるのですが、また来年になると前年度の収入に対して何割となくなっていくわけですから、当然ぎりぎりになっていくという状況がございます。そういう意味で、特効薬はないわけですから、先ほど話された取り組みをしっかりと進めていただくようお願いしたいのですが、部長から一言お願いできればと思います。

次に、集落営農の関係ですけれども、先般6月28日付の日報論壇にOBの小川勝弘氏が、紫波町の農業経営体数が2020年の1,178経営体から2030年には727経営体に減少することが試算されているということを書いておられました。これは紫波町だけではなく、これから高齢化が進み、担い手の確保が厳しくなっていく状況の中、県下でどんどんそのような現象になっていくのだろうと思います。県としても一生懸命取り組んでいるわけですが、農業公社の職員のブログを見ると、農地集約80%を目指して頑張るのだというようなことも書いてありました。県とすれば、今年度の目標としてどのくらいの数字を考えて取

り組みを進める予定なのか、この機会にお聞かせいただければと思います。

○佐藤農林水産部長 漁協の経営のお話でございます。東日本大震災津波でまず大きな被害を受けて、それから立ち直るためにいろいろ工夫をいたしまして、さまざまな取り組みをしてきて、だんだんその改善の状況が見えてきたというときに台風の被害があったり、そしてさらに昨今の不漁状況ということで、非常に漁協の経営が厳しい内容になっているというのはそのとおりでございます。ただ浜の元気といいますか、漁協、漁民の人たちが元気にならなければならないし、それを高める漁協の経営も健全に進んでいかないといろいろなところに影響が出てくるものだと思っております。

先ほど佐藤特命参事兼指導検査課長が答弁いたしました、県といたしましても漁協経営の状況は注視をしております、経営状況が厳しいところには今までと同じやり方ではなかなか改善しがたいと思っております。中央でやっているコンサルタントの派遣、あるいは漁協の収入を上げる取り組みも大事でございますので、こういった両面のところを見ながら、漁協の経営が健全にいくような形で、関係団体と連携して支援を行ってまいりたいと考えております。

○村上担い手対策課長 県としましては、農地中間管理機構と連携しながら集積を進めてきておりますけれども、毎年2,300ヘクタールの目標を達成するというところで取り組んでいるところでございます。

○田村勝則委員 令和2年度の事業報告書によれば、借り入れ実績は1,853ヘクタールということになっているわけですが、そういう中で県として、2,300ヘクタールの目標に向けて農業公社と一緒に進んでどのような取り組みを進めていくのかお聞きします。

○村上担い手対策課長 県としましては、2,300ヘクタールに向けて農地中間管理機構の農地コーディネーターと連携しながら進めていくとともに、市町村と農業委員会、各関係機関が地域で設置しています推進チームと一緒に進んで連携しながら進めていきたいと思っております。

○中村農業振興課総括課長 県として農地の集積、集約に向けては、この2年間で地域農業マスタープランの実質化というものを関係機関一丸となって進めてまいりました。その中で受け手、出し手が明確になってきているわけでございますので、これからはプランの実践というような形で進めてまいりたいと考えております。そのために関係機関、団体を構成する推進チーム等を組織いたしまして、地域に入り込んでしっかりと農地の集積、そしてさらには集約が着実に進むように県として取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 私からも大きく2点お伺いいたします。

まず最初に、農業研究センターの取り組みについてでありますけれども、最初に令和2年度の主な研究の成果とその成果を踏まえた令和3年度の主要な研究課題、そしてその成果をどういう形で普及させていくかということをお聞きしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 まず、農業研究センターの令和2年度の主な事業成果でございますが、農業研究センターではいわて県民計画（2019～2028）に掲げる農業施策の

方向性や生産者と関係団体などからの研究要望を踏まえまして、5年を単位として試験研究推進計画を策定し、それに基づいた研究を進めているところでございます。

令和2年度は、生産者が直ちに活用可能な技術や技術指導をする上で参考となる技術、45件の研究成果をまとめておりまして、主な成果でございますけれども、米では必要な苗箱数を減らす高密度播種苗移植栽培、野菜では小規模パイプハウスを想定したキュウリの環境制御機器導入の効果、そして肉用牛では黒毛和種県産種雄牛の飛良智の作出などといった成果が出ているところでございます。

また、令和3年度の主な研究課題でございますけれども、水田フル活用によります土地利用型野菜の生産振興において、タマネギの収量向上と安定化が課題となっておりますので、これを受けまして水田タマネギの長期安定出荷のための栽培技術の確立、あるいは中山間地域の気象条件に対応した環境制御技術開発のための県北地域の施設キュウリに適した環境制御技術の開発といった研究に取り組んでいるところでございます。

現場での技術の有用性はもとより、導入経費などコスト面の有用性も重要だと認識しておりますので、例えば、現在県北農業研究所で取り組んでおります、北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業では、比較的安価に導入できる炭酸ガス発生装置の活用、あるいは木質チップボイラーとヒートポンプを組み合わせたハウスの加温対策、こういったコストに注目した技術開発に取り組んで、これらを活用していただくという取り組みを進めているところでございます。

○**工藤勝博委員** 今現場の生産者が一番求めているのは、いかに生産性を高めるかということだろうと思います。令和2年度の研究課題もたくさん実施しているということですが、水稲だと高密度播種苗移植栽培ですか、メーカーはかなり一生懸命やっているのだけれども、現実的にどれだけ普及させられる可能性があるのかということも一つ大きな課題だろうと思います。あるいは農業研究センターでも数年前から環境制御の立派なハウスができていますけれども、それらも含めた研究成果というのは生産者に直に伝わるような仕掛けもしていかなければならないだろうと思います。また去年ですか、県北農業研究所の環境制御ハウスに1億1,000万円近く投資していますが、こういう設備が技術的に農家が導入できるような施設なのかも含めて研究していかないと、立派な施設であれもできます、これもできますというのは当然だと思うので、実際現場でどのような形で生産に結びつけられるのかも含めてこれから研究していただきたいと思います。

○**小原農業普及技術課総括課長** 最初に、高密度播種苗移植栽培につきましては各メーカーのほうでそういったものに適応した田植え機が一定程度普及していると聞いております。主に大規模な農家、あるいは規模を拡大しようとする意欲的な農家が導入しているということを伺っております。いずれ面積をこなすためにはそういった技術が必要だという要望があったものですから、農業研究センターといたしましてもその有効性を研究し、お知らせをさせていただいたところでございます。

それから環境制御などの、いわゆる成果の上がった研究成果をどうやって生産者に伝え

ていくかということでございますけれども、これまでの研究成果につきましては農業研究センターから農業改良普及センターに技術をおろしまして、農業改良普及センターが現場で実証するという形でお伝えしております。加えて、北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業におきましては、スマート農業サロンというものをつくりまして、研究者と実際利用するであろう農家が集まって課題や問題点、あるいは利点について話をしながら、その実証事業を展開していくという形をとっておりますので、試験を進めていく過程から生産者の方々にも見ていただいて、少しでも内容が詳しく伝わるような取り組みを試みているところでございます。

また、立派な施設はいいのだけれども、現実的にはそういったものがしっかり導入されてどう活用できるのかといった、コスト面も含めての御指摘かと思いますが、現在北上市と軽米町に環境制御ハウスを設置しております。研究段階では、いわゆるフル装備でどこまで収量を上げられるか、あるいは品質を上げられるかということを研究しておりますけれども、実際に現場に入るときには全部の環境制御項目が必要かどうかということはあるかと思いますが、現実、キュウリにつきましては、二酸化炭素の施用で一定程度の成果が上がるのがわかっておりますので、温度管理から何から光まで全部というところまでいなくても、目標とする収量に届くと見ておりますので、研究成果につきましては農業者が選択できるような有効な技術をお示しできるようなまとめを意識して取り組んでいきたいと思っております。

○工藤勝博委員 これから特に若い担い手の皆さんが新たに取り組もうとするのであれば、技術レベルの高い栽培形態を取り入れながら所得を上げる、それなくして岩手県の園芸は進歩しないだろうと思っております。

五、六年前に議員連盟でオランダの100%環境制御ハウスでのトマト栽培を見てきました。コンピューターで全部制御して生産技術を高める、人間は収穫して、選別して出荷するだけという施設がこれから日本でもぜひ必要になってくるだろうと思っております。オランダは環境がいいわけではないのです。日照時間もない、特に冬期間は日照時間がない中で一年中つくれるというのは、研究のたまものだと思うので、岩手県も先駆けてやらなければならないだろうと思っております。生産者と密接に結びつけられるような研究開発をしていただきたいと思っております。

それらも含めて大規模な水田などには、もう自動操舵などいろいろなスマート機器が入っているわけですが、そこまでいくにはある程度の経営環境がないと無理だということですので、スマート農業も含めるとすれば、園芸関係も早めに一つのモデルをつくっていただければと思います。

2点目ですけれども、畜産振興に関して、来年は第12回全国和牛能力共進会があるわけです。共進会に出品する候補牛は、本来であればもう各地で共進会が行われているわけですけれども、ことしは県の共進会もなさそうです。生産者の意欲を高めるためにも候補牛の選定のための共進会は必要ではないかと思っておりますが、これからどういう形で候補牛

の選定をするのかお聞きしたいと思います。

○**米谷畜産課総括課長** 新型コロナウイルス感染症の影響で、2年続けて県畜産共進会が中止になったと聞いております。実際のところ、今まで県畜産共進会が全国和牛能力共進会の選抜に向けての一つの大きな取り組みだったのですけれども、今回中止になったということで、それにかわるような選抜の取り組みを各地域で検討していくということをお願いしております。

○**工藤勝博委員** 来年の全国和牛能力共進会から、うまみ、オレイン酸を評価する新たな基準が導入されるということですので、かなり吟味した選抜も必要になるだろうと思いますし、県の種雄牛の中でどういう形でそういった評価をされる出品牛を候補として選ぶかというのも、非常に難儀な仕事だろうと思います。それらも含めて早く取り組まないためではないかと思います。

それから、県内の県有種雄牛の精液の使われている全体的な割合が低いと言われておりますけれども、その辺の対策はどのように考えているのでしょうか。

○**米谷畜産課総括課長** 県有種雄牛についてのお尋ねですけれども、県有種雄牛の県内の凍結精液のシェアは、ことし1月に亡くなりました菊福秀という名牛がおりましたけれども、それが全国的に評価された平成23年度は44%まで増加しておりました。令和2年度は残念ながら10%になっています。これは菊福秀を超える県有種雄牛がなかなか出てこなかったということです。最近では花金幸、あるいは安久勝晃、菊勝久など、歴代の産肉能力の高さを超えるものも出てきているのですが、それらの肉質をうまくアピールできなかったということもありましたので、令和3年度からは県有種雄牛の販売促進を担う専門職員を種山畜産研究室に配置いたしまして、PR活動、販売促進活動の強化に取り組んでいるところでございます。

○**工藤勝博委員** 5年に1度の全国和牛能力共進会のためだけではなく、生産者にとってもゆっくり取り組めるような種雄牛の精液供給は当然するべきだろうと思います。それがあればこそ安定した畜産経営もできるのだと思いますから、その辺も含めて来年の全国和牛能力共進会には間に合わないですね、その後の北海道までに名誉賞をとるような種雄牛を育成してほしいと思います。

○**白澤勉委員** 私からは家畜伝染病予防法の豚熱のワクチン接種について伺います。農林水産部における危機管理体制、危機とは何なのかと考えれば、気象であったり今回の霜の被害、あるいは大雨豪雨災害、あともう一つ家畜伝染病の対策が農林水産部の危機管理として最も大事なポイントかと思っております。

そこでまず、今回の補正予算で農場バイオセキュリティ向上対策事業費に360万円ほど計上して全体の予算額が4,200万円となっておりますけれども、どのくらい拡大して鳥インフルエンザの対策を進めようとしているのか、狙いも含めてお伺いします。

○**長谷川振興・衛生課長** 今回の補正予算の農場バイオセキュリティ向上対策事業費についてでございますけれども、361万9,000円の予算を計上させていただいております。内容

は、農場においてバイオセキュリティを向上させるということで、まず農場に病原体を持ち込まないというところでありますけれども、当然ながら鶏舎等につきましてはこれまでも防鳥ネット、野鳥の入らないようなものを設置はしているのですけれども、国の飼養衛生管理基準が改正されまして、ことしの10月1日までに飼料の保管施設や堆肥舎にも防鳥ネットを整備することが生産者へ義務づけられたところがございます。県内で堆肥舎等まで整備されていないところを家畜保健衛生所の巡回等で確認したところ、508ある農場のうち、54の農場で今後整備が必要だということが認められました。この事業は、国の食品安全対策交付金が活用できるということで、家畜保健衛生所が確認したところ、16戸でこの事業を活用して整備したいということございましたので、6月補正で予算を計上させていただきますところではございます。

○白澤勉委員 定額の補助ですけれども、県内の農場の10分の1ぐらいのところでは対策が必要だということですが、どの程度かかるものなのですか。

○長谷川振興・衛生課長 今回確認したところ、ほとんどが堆肥舎への防鳥ネットの設置ですけれども、事業費で見ますと16農場で720万円余、1農場当たりで見ますと大体45万円程度の費用ということになります。

○白澤勉委員 鳥インフルエンザ対策については万全な対策が進められるということで心強く思います。

次に、豚熱についてでございます。6月11日に宮城県で死亡野生イノシシが発見され、岩手県では本当に速やかに対応していただいて、接種プログラム、大体2週間程度かかるだろうということで聞いておりました。いつから始まるのかなと気にしていたところ、昨日1日に国から妥当との通知を受けて、きょう常任委員会に合わせるように情報提供をいただきましたことにまず敬意を表したいと思います。

それで、国から6月15日付でワクチン接種推奨地域の運用についての通知が出ておまして、その中で豚熱陽性野生イノシシが確認されている宮城県と山形県においては、引き続きサーベイランス強化、捕獲強化、経口ワクチン散布等の対策を行いながら飼養衛生管理の徹底は行っていくのだと。岩手県についてはワクチン接種プログラムの作成時にサーベイランス等の野生イノシシ対策を強化する体制等を確認していくという内容になっておりますが、国の通知を受けて今進めている具体的な確認状況をお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 飼養衛生管理体制の確認についてでございますけれども、今回国からのワクチン接種推奨地域の指定を受け、本県が作成したワクチン接種プログラムには、昨年11月から実施しておりますけれども、捕獲野生イノシシの検査体制、また養豚農場の飼養衛生管理体制などを盛り込んでおり、国においてこの内容を改めて確認していただいたところでもあります。

○白澤勉委員 国のほうに確認していただいたということで、いよいよもって来週の月曜日からワクチン接種が始まりますが、県内の136農場43万頭が対象ということでありますけれども、改めて家畜防疫員、何名体制で実施していくのか。民間の獣医師等も含めてどう

いった体制で行う予定なのかお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 ワクチン接種に当たっての家畜防疫員の体制についてでございますけれども、繰り返しになりますが、接種は家畜防疫員がこれを行う。もともと家畜保健衛生所の職員は家畜防疫員に任命されております。これが大体60名近く、それにあわせて畜産研究所の職員も任命した上で接種を行う。さらにこの人数では足りないので民間の先生にも家畜防疫員になっていただいて接種を行う、これが大体40名ぐらい。現時点で約100名の体制で接種を行うこととしております。

○白澤勉委員 以前聞いたときには150名ぐらいの体制で進めるという話でしたけれども、100名で約3カ月以内に43万頭に対応できるのか。あるいは、もし課題があるとすれば、何を課題として捉えているのかお聞きします。

○長谷川振興・衛生課長 まず、150名体制というところですが、これでまずは準備を始めておりました。150名というのは民間の獣医師の先生、さらに多目にリストアップはしておりました。ただ、ワクチン接種に当たりましては、養豚農場でかなりセキュリティを高めている関係で、どうしても特定の先生にお願いしたいという話もあります。接種を円滑に行っていくには、農場の御意見をいただきながら先生を配置するというので、農場から指定を受けた先生を配置した結果、初回接種に当たっては約100名という体制で行うこととなりました。

また、100名で実効性があるのかというところですが、そこも踏まえて、個別の農場の接種計画を通じて国に確認をしていただいて、まずこの体制であれば予定の3カ月で接種が完了できるということも確認していただいておりますので、この体制で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 ある養豚農家の法人にお話を伺ったところ、獣医師が打つのもいいのだけれど、できればスピードが大事だから、日ごろ豚を扱っている従業員が打って、専門家が見ていたり指導するような形がとれないものかという声もあったのですが、畜産農家の方々のかわり、どのように連携をとりながら進めようとしているのか、お伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 ワクチン接種に当たるスタッフについてでございますが、まず豚熱のワクチンが通常のワクチンと違いまして、知事の使用の許可が必要でありますので、あくまでも家畜防疫員である獣医師が接種するということが法律でも決まっております。豚というのはどうしても動き回りますので、しっかりと固定して接種しなければワクチンの効果も発現しないということがありますので、固定するところは、日ごろ豚の扱いになれていらっしゃる農場のスタッフの方をお願いして、ワクチン接種については確実に家畜防疫員が行うという役割分担で進めていくこととしております。

○白澤勉委員 うまく連携をとりながら進めていただきたいと思います。

今回、大体100キロメートル圏で推奨地域に指定されているのですが、岩手県は御案内のとおり南北に約180キロメートルぐらいある広い県土を有しています。先ほどの説明では県南地域から開始して県央地域、そして県北地域にどんどん拡大して段階的に全県を

カバーするということでしたけれども、まず重点的にやるべきところは県南地域であり、あるいは盛岡市以南、県央地域の対策をまず重点的に行うべきではないのか。そして1回目のワクチンを無償でということでもありますけれども、盛岡市より県南地域を重点地域に指定して、ある程度絞って1回でも2回でもそこはがちとやっていくのだという考え方もできるのではないかと思います、その辺の考え方を改めてお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 地域で区切ってワクチンを接種していくという考え方もすけれども、まず国のほうで岩手県全体をワクチン接種の推奨地域に指定しました。岩手県全域でワクチンを接種するというので、今回ワクチン接種プログラムを策定して国に認めていただきました。国の判断といたしましては、県を区切ってワクチンの重点的接種をするという考え方ではなく、やはり陸続きでありますので、例外として離島などでは病気の広がりがないということで、外すことができるとは考えられますけれども、岩手県は広いとはいえ、陸続きで野生イノシシが移動するというリスクを考えますと、まずは全体で接種を行う。ただ、接種の順番につきましては、今回野生イノシシでの感染が確認されたのが宮城県の中でも福島県との県境でございます。そこから一番近いところということで、県南の一関市から接種を始めて、中央部、県北地域へ広げていくということで進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 確認ですけれども、全国ではもう既にワクチンを接種している都道府県があると思うのですが、これまでワクチンを接種した農場で豚熱、CSFは発生しているのかどうか、状況を教えてください。

○長谷川振興・衛生課長 これまでにワクチン接種を行った農場での発生があったかというお尋ねでございますけれども、国内でこれまでワクチン接種を行っているのが30都府県となっております。今回新たに岩手県と青森県が指定されまして、指定された県自体は32ですけれども、既に終わったところが30、このうち10の農場で感染が確認されております。

○白澤勉委員 10の農場でワクチンを接種したにもかかわらず、その後豚熱が確認されているということですから、私はある程度重点的に取り組むべきところを絞っていく、1回やったから安心ということではないと思います。その10の農場で感染が確認された原因をどう捉えているのか。またそれを踏まえて、定期的なモニタリングを実施しながら、そして1回やっただけではなく複数回接種するといった部分の検討、あるいは次の段階の準備を進めていく必要があるかと思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 まず、接種を行ったにもかかわらず感染が認められたということですが、先ほどお話しした10の農場につきましては、国のほうで発生の原因を調査しております。その調査結果によりますと、接種予定であったが健康状態を踏まえて一時的に接種を延期した豚が感染したというケース、また、接種してから一定の期間がたたないと免疫がつかないのですけれども、免疫がつくまでの間に感染してしまったケースがあったと伺っております。そのため、委員御指摘のとおり複数回の接種ということも考えられますけれども、初回接種を3カ月で行いますが、当然ながら初回接種が終わった後

にどんどん豚が生まれてきますので、新たに生まれてくる豚についても接種を行う。各農場につきましては、月に2回新たに生まれてくる豚に対して接種を行うということを考えております。

また、モニタリングにつきましては、ワクチン接種プログラムを国に認めていただく中で、プログラムの中にどの程度免疫がついているのかを確認する免疫の検査を行うことも定められておりますので、モニタリングの検査、免疫付与状況等調査、確認調査と申しますけれども、そちらのほうも定期的に進めていくこととしております。

○白澤勉委員 接種費用は1頭当たり310円ということで、2回目以降は有料化されるということです。43万頭だと全体で1億円を超える規模になると思うのですがけれども、先ほども言いましたが、全県をカバーするのはわかります。危機管理という中において確かに続いているから全部カバーしなければいけないというのもわかる。ただ、やはり鳥獣被害だとか、あるいは松くい虫でも大体南からじわじわと北上していく傾向があるし、自然保護課が持っているマッピングで今のイノシシの状況を見ている中で、1億円というお金を全県に満遍なく張るというのも一つの考え方だと思います。

しかし、一方で県南エリアに1回、そして月2回ワクチンを打つというところに対しては、重点的にまずここを押さえて封じ込めますよと、水際対策をやるということで、農場の方々に対しても、2回目以降は有料というのではなく、ここは危機管理として南側のところを2回目以降も我々が持つから、ばっちりやるぞという姿勢も考え方としてあるのかなということも聞いているのであります。改めてお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 委員御指摘のとおり、まず県南地域に限ってしっかりと対策を行うという考え方もございますけれども、このワクチン接種につきましては、残念ながら家畜伝染病予防法に定められているワクチン接種となりますので、法に基づいて接種を行うということで御理解いただければと思います。

○白澤勉委員 法に基づいて適切に執行をするようお願い申し上げます。それ以上法を超えてはできないということも理解できます。

ただ、法律に縛られているというよりは、現場が法律に合わないような場合は逆に現場サイドから法律をこういうふうに変えてほしいと、法律のための法律があるわけではなくて、何のために法があり、ルールがあるのかということ、やはり国に対しても申し入れをしながら、おそれずに意見を言っていただきたいと思います。

○山下正勝委員 私はウッドショックについて伺います。

まず、ウッドショックは大変なこととして、30年ぶりの高値が来たという話なのです。今まで山は木がだめだということ、所有者が金にならないからということ、全然手つかずだということもございます。そういう背景もあるし、当然外材の価格も上がったということです。原木、丸太の価格が上がるのはいいのですがけれども、ただここで問題点が出てくるのです。今、九州あたりはもう中国に丸太のまま入っているそうなのです。船で行っているみたいですがけれども、そういう現状があります。

もう一つ、四国ではもう外資系が入っています。外資系が入るとなったら大変だと思っておりますけれども、そういった中で岩手県では県産材を使いましょうということに取り組みられています。このぐらい岩手県の森林面積がある中で、木材をどのようにしてお金にかえるかということが問題だと思っています。県産材を住宅用に向けたという方もありますけれども、乾燥施設がないために2カ月も3カ月も納められないという現状がございます。ではどうするのかということで、現状では木質バイオマス、チップ、合板用に向いているのです。

県では、県産材を住宅用の製品に向けたという事情がございます。中には秋田県の乾燥施設に原木を持って行って、乾燥して製品にしてまた岩手県に持ってくるというように、高価な運賃をかけてまで納めている業者もございます。そうすると、今の製材所の現状は、そのまま売ったほうが良いということで、建築用に向けているのです。そういったことで、これは大変だと思っておりますけれども、岩手県の木を地元に使ってもらう考え方について、どのように考えているかお伺いします。

**○工藤林業振興課総括課長** 県産材の活用をどうしていくかというところのお尋ねだと思います。まず、県ではこれまで豊富な森林資源をいかに活用していくかということで施業の集約化でありますとか、高性能林業機械の導入を進めまして、原木を安定的に供給する体制を強化してきました。川上の供給になります。

それから、川下のほうになりますけれども、加工能力が高くてたくさん木材を使って製品を製造する、例えば大型の製材工場でありますとか、あるいは合板工場の整備を支援してまいりました。それで木材の需要者である工務店などに対しまして安定した木材供給体制の整備を進めてきたところでございます。

現在、これまで育成してきた資源を活用するほかに、ちょっと大きくなり過ぎて、なかなか使い手が悪かった太い材も有効に活用できる施設を入れたりするような事業体を支援しているところでございます。

引き続き、川上における原木の安定供給体制の強化でありますとか、川下における高品質な製材品を製造する木材加工施設の支援を続けていきたいと思っております。

本県の豊富な森林資源、これもまさに今本格的な伐期を迎えておりますので、今回の木材需要の高まりを踏まえまして県産材の積極的な利用を推進して、地域の林業、木材産業の振興に取り組んでいきたいと思っております。

**○山下正勝委員** いずれ復興も10年ということで、三陸にも森林がございます。県として広域振興局単位でもいいですからビジョン、計画を立てながら、せつかくの機会なので、お金にしたらかなりの金額だと思っているのです。当然植林もしなければならぬし、下刈りもしなければならぬということで、まさに岩手県は林業王国であるという考えを持っていますので、ここで議論というよりも、やはりその地域、地域のいろいろな事情を考えながら、林業農家に夢を持たせる案を出してもいいのではないかと思います。植林すれば30年後か40年後にはまた高い時期が来ると思いますので、そういうことを考えな

がらやっていただき、林業の方々に夢を与えるような施策をしてもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○**橋本林務担当技監** 今後の林業の振興についてのお尋ねかと思います。岩手県の林業の計画といえば、いわて県民計画（2019～2028）がありますし、さらにその後木材の需要を拡大していくということで木材等利用促進行動計画をつくって、木材をどんどん利用していこうということで今取り組んでいるところでございます。

それから、さらに国のほうでは今度基本計画の改正がありまして、さらに造林を強化するという話ですとか、素材供給量を増加するといったような取り組みで、今後いろいろな政策が出てくるかと思います。いずれできるだけ所有者に還元できるように、切って使って植えて育てるといった林業のサイクルをしっかりとつって、持続可能な林業を展開していきたいと考えております。

○**山下正勝委員** 平成30年に岩手県は全国で第5位の産出額になったところですが、そういった意味では、まだまだ捨てたものではないと思っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

次に、果樹の被害についてです。農家に対する支援ですけれども、先ほど農薬をかけるとか、手間暇がかかるというお話がございました。それに対して例えば製剤、資材等の補助をするのか、その辺をお伺いします。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 今回の霜被害に当たって検討している支援策ということでございますけれども、薬剤散布でありますとか人工授粉用の花粉の確保ということで、具体的には薬剤を購入するに当たって事業実施主体に対して補助するというようなことを現在、地域、あるいは農業者の皆さんのお話を伺いながら検討しているという状況でございます。

○**山下正勝委員** 当然考えなければならないのは、農協を通しているところは計画を出さなければならないからいいのですが、個人的にやっているところがあるのです。その辺を線引きしないように、同じ農家だと思っております。農協を通している方以外の農家からも出てくる可能性はあると思いますので、その辺も考慮いただくようよろしくお伺いします。

○**佐々木農産園芸課総括課長** この事業は、市町村を通じての間接補助になります。今委員からお話がありましたJA系統以外の農家への支援でございますけれども、そうした皆さんが組織する団体が事業実施主体になり得るということでございますので、いずれ被害を受けた生産者の方が必要な支援を受けられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○**山下正勝委員** 佐々木順一議員が一般質問の最後にスプリンクラーはどうかと質問したのに対して、大量の水が供給できる水源確保が必要だという答弁がありました。そういう答弁も確かにいいのですけれども、こういう激甚災害はもしかすると来年もある可能性があるのです。全国で3位のリンゴ産地なのです。そういうことを言っているのかどうか個人的には疑問に思っているのですけれども、1年に1回の生産で収入がなければ生活が

大変になると思っていますので、どうか前向きに、全国で3位の産地を育てるために県としてもいろいろな考えを持っていいのではないかと考えています。最後に部長にお願いします。

**○佐藤農林水産部長** 一般質問においてスプリンクラーの関係で御質問をいただきまして答弁いたしました。水が必要だというのは、条件として水がないと施設を整備しても使えないということでありまして、スプリンクラーを整備したいという場合に国庫補助制度がございますので、使いたいという方には十分な情報提供をしていきたいと思っております。ただ、やはり設備を整備しても水が出ないことには何ともならないので、そこがスプリンクラーを設置する際の肝だと思っております。私も実際に見ましたけれども、県北地域の農家で畑地かんがいの事業で水を使ってスプリンクラーを設置しているところもあります。水をきちっと確保できるところが一番重要だと思っておりますので、県単独事業でも井戸を掘るとかそういった事業もございます。ただ井戸の場合は、掘ってみても出るか出ないか事情がわからないところもあるのですけれども、いずれ国の制度、それから県単独事業の制度も紹介しながら、スプリンクラーを設置したいという方の御希望には情報提供はさせていただきたいと思っております。

**○高田一郎委員** 凍霜害対策について質問したいと思います。

先ほどの答弁でも、6月25日現在の被害状況は20市町3億7,000万円という数字が示されてきて、これは規模感であり積み上げたものではないと、確かに果樹でありますから収穫した後に正確な数値が出ると思うので、すぐ被害がわからないというのは当然だと思います。

ただ、今回の被害の現状、特徴をどう深刻に受けとめるかが大事なのではないかと思えます。私の選挙区である一関市、JAいわて平泉農協の果樹部会がアンケートを行ったら、直近の数字ですけれども、80ヘクタール、大体量で3割程度の影響が出るのではないかといい結果となっています。

ただ、リンゴの生産のときの質、あるいは特にふじの被害が大きいということです。ふじをたくさん生産している農家にとっては大変な痛手で、贈答品に対する影響ですから、中には5割を超える農家がいるのではないかという話もされました。ですから、かつてない被害だと思っています。そして、来年も頑張ろうという意欲の持てる支援策が求められると改めて感じました。それで、今回の被害に対して、県としてどのように率直に受けとめているのか、どのような特徴になっているのか。その点についてまずお伺いしたいと思います。

**○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 今回の霜被害の関係でございますけれども、ことし4月に3回ぐらい霜に当たったということで、霜というのはすぐ被害の状況が出てこないもので、一定程度時間がたたないと霜の影響というのはわからないものですから、5月の連休明けぐらいに現地を見させていただきました。リンゴ農家の方は皆、リンゴの花は中心花なり側花という形で出て、その中でいいものを残して最終的なリンゴの果実として

の品質につなげていかれるということで、特に中心花を大事にされているということで、そういった花が被害を受けた、あるいは秋口に一番主力になるふじが被害を受けたということでもあります。ただ今回の霜の状況が山手だったり、平場だったりということで非常に品種によって、あるいは地形的な条件によって出方がまちまちだということで、非常に調査に時間がかかると考えております。

いずれにしても、今時点での被害額は先ほど来申し上げているとおり20市町で3億7,000万円ということで、県で準備している農作物災害復旧対策事業の発動要件を満たすような規模の被害であるという受けとめ、それから農家の方が非常に大切にされていたようなところで影響を受け、非常に心配しているというところは、県としてもしっかり捉えているところでございます。

○高田一郎委員 わかりました。それで、具体的な支援策ですけれども、今までのお話を聞くと、県の農作物災害復旧対策事業費の発動に向けてどのような支援が必要なのか検討しているということで、具体的な支援策はこれからということですが、被害調査に時間がかかるのはわかりますけれども、やはりこういうのは早く被災農家に示したほうがいいと思うのです。その見通しといたしますか、スケジュールをお伺いします。

それから、農作物災害復旧対策事業は、先ほど佐々木農産園芸課総括課長から市町村を經由した間接補助だという話がありましたけれども、支援策のスキームについては県がつくって、市町村3分の1、県3分の1という支援になるのか。あるいは市町村が支援策スキームをつくって、それに対して県や市町村が補助するのか、制度上の中身についてお伺いしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 まず、対策のスケジュールでございますが、県は被害を受けた生産者の皆さんの状況につきまして、現地調査や農業改良普及センターの個別の巡回、あるいはJAのリンゴ部会長の会議に出席する中でお話を伺って、要望、支援策の把握に努めてきたところでございます。具体のスケジュールは今お示しできないのですけれども、できるだけ早い段階でお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

それから、支援スキームにつきましては、要綱で生育回復対策であるとか、大きな部分を決めております。具体の支援内容につきましては、市町村あるいは市町村としては生産者の皆さんから要望を伺って内容を決めていくこととなります。最終的には県が要望を踏まえた上で標準事業費というものを定めまして、その事業費に沿った格好で支援をするというスキームになっております。

○高田一郎委員 支援スキームは県がつくるということですね。わかりました。

それで、具体的にお伺いしますけれども、規模が大きい農家ほど秋しか収穫できないわけで、お金が入るのも秋以降だと思います。ことしの収入がかなり落ち込むというのはわかりましたが、来年以降の運転資金がどうしても必要だということで、先ほど収入保険の議論もありましたけれども、収入保険については恐らく来年の3月から6月に支給されるわけで、この間のつなぎ融資というものがありますけれども、しっかりとした運転資金が

確保できるのかお伺いしたいと思います。

それから薬剤散布については、農作物災害復旧事業費の概要を見ますと、緊急病害虫防除対策とか生産回復対策ということなので、恐らく緊急的な防除しか対象にならないのではないかという解釈なのです。ただ、大きな農家になりますと、例えば私の家の近くには8町歩やっている方がいるのですけれども、薬剤散布だけで年400万円、そして収入保険の掛金だけで50万円もかかるとか、かなり人手もかかるわけで、これからのかかり増し経費に対する支援というところまで支援してほしいという要望なのです。収穫が4割、5割落ちるといのはわかりながらも、400万円かけて薬剤散布をしなければならない。これは本当に大変なことだと思いますけれども、そこまで含めた補助事業になるのかどうか。

それから、スプリンクラーについては、先ほど部長から事業内容、情報提供をして必要な支援をしていきたいという答弁がありました。県内の果樹農家で実績があるのでしょうか。やはり大規模にやっている農家は、これからも何回もあるのだろうというふうに意欲はあるのです。ただ、インターネットで見ますと、10アール当たり50万円とか60万円とあって、制度があっても今の支援、補助事業だけで本当に導入できるのかなど。その辺も含めて導入できるようなさらなる支援策も検討していかなければいけないのではないかと思いますので、この3点について伺います。

○中野団体指導課総括課長 まず、運転資金の関係のお話かと思えます。災害時の運転資金につきましては、国庫資金である農林漁業セーフティネット資金のほか、JAバンクの資金もございます。農林漁業セーフティネット資金については、3年以内の据え置き期間のほか償還期間9年以下の場合、金利は0.17%と非常に低利な災害時の運転資金がございます。またJAバンクの資金については、県内において天災被害がある場合に発動される無利子または低利の運転資金があると伺っているところでございます。

このような資金がございますので、農家の資金需要には対応できるかなと思っているところでございます。

○佐々木農産園芸課総括課長 薬剤散布の関係でございしますが、この事業につきましては通常の管理ではない、つまり今回の被害によってかかり増した部分を支援する中身になっております。

それから、スプリンクラーにつきましては、県内では二戸市の一部で導入事例がございます。全県下で多数やっているというものではございませんが、二戸市で実際に導入している農家につきましては、かなり効果が高い方法というふうに捉えておりますが、先ほど答弁したところでございますけれども、水源の関係という課題もあるものでございます。

○千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 補足でございします。スプリンクラーの防霜については、二戸市の2地区、17ヘクタールで実施しております。これはかつて畑地かんがい施設の事業で導入した水を活用して舌崎地区といってリンゴを主体にやっているところなのですけれども、そういったところで実施した事例がございます。

○高田一郎委員 わかりました。支援策についてはスピード感を持って対応していただき

たいと思いますし、さまざまな制度があっても利用してもらわなければいけませんし、また来年も頑張ろうという意欲を持てるような支援策でないと困るわけなので、これからの農家の声をしっかり聞いて、従来にとらわれない必要な支援策をお願いしたいと思います。

次に、豚熱ワクチン接種について質問したいと思います。一つは、これから3カ月間かけてワクチン接種をするということの問題ですけれども、私はスピード感を持ったワクチンの接種は非常に必要だと思っております。隣県にとっても岩手県が早く接種をしたほうが安心なのかなど。そういう意味では広域連携というのも必要なのかなど思っていますけれども、3カ月間にしたというのは何か理由があるのかどうか。

それから、先ほど岩手県全体を広域でやるのではなくて、県南地域に重点を当ててやるのがいいのではないかという議論がありました。しかし、長谷川振興・衛生課長は、それは法律があるからという話でありましたが、長谷川振興・衛生課長も獣医師ですか。専門家から見て県の立場からして、それが効率的で発生対策に効果があるのだというのであれば、しっかりと国に対して現場から物を言っていくことも大事なのではないかと思いますけれども、これは法律だからやむを得ないというのか、それともやはり積極的に国に申し上げるべき中身なのか、このことをまずお聞きします。

○長谷川振興・衛生課長 まず、本県を3カ月でというところでございます。3カ月ありきではなく、積み上げていった結果として3カ月ということでございます。この3カ月が長いのか短いのかというところでありますけれども、本県より養豚規模が大きい北関東の県と比較しましても、特に遅いというのではなく、おおむね3カ月ぐらいで回っているというところであります。確実に接種して回るところで、結果として3カ月にプログラムを組んだと御理解いただければと思います。

また、県南地域を重点的に、これは法律でという答弁をさせていただきました。ちょっと説明が足りなかったところもございます。初回接種を満遍なく行った上で2回目の接種を行うのではなく、まず県南地域の初回接種を1カ月で行います。それで翌月から中央地域に入りますけれども、当然ながら県南地域の2回目の接種は、県央地域を行いつつ、県南地域も2回目が入ってくるので、頻行的に行うということであれば、県南地域が頻行的に行うということ、ある意味重点的に行っているとも考えられますので、このように接種を進めていくということで御理解いただければと思います。

○高田一郎委員 先ほど全国30都府県でワクチン接種を行ったうち、自治体名はわかりませんが、10農場で豚熱が発生してしまったと。だから新型コロナウイルス感染症と同じようにワクチン接種頼みになってはならない、ワクチンが全てではないと。ワクチンを接種しても日常的な予防対策がかなり重要だということが言えると思います。その教訓を踏まえて万全な対策が必要だと思います。

それで、令和3年1月15日付で政府の家畜衛生部会、さまざまな専門家の皆さんが今後の発生予防対策について提言をまとめました。ワクチン頼みになってはならない、しっかりとしたワクチン接種をしてもやはり予防対策が必要なのだと、恐らく見ていると思うの

ですけれども、これに沿った対策がしっかりやられているのかどうかというのが一つです。

それから、全国の経験から見ると、農場の責任者が高い意識を持って毎日しっかりとした衛生対策に取り組むとともに、それに対する県の具体的な支援や点検といった日常的な取り組みが非常に大事だと思いますが、これがどのようにやられているのか、今後やられようとしているのか、そのことについてもお伺いしたいと思います。

**○長谷川振興・衛生課長** まず、県内の農場で豚熱が発生しないように、どのように対策をとっているかということだと思います。

まず、先ほど臼澤委員に答弁させていただきました10の農場で感染が認められたというところで、どうしても免疫がついていなかったがゆえに感染したというところはございます。また、高田委員御指摘のとおり、そのような豚が豚熱になったときに農場にウイルスを持ち込まないような対策をきちっと行わなければいけないというのはまさにそのとおりで、これは国のほうでも指摘しているところです。ですので、ワクチン接種を行いつつ、まず基本である農場、豚舎にウイルスを持ち込まない、そのために何をすべきか、まず一つの方法としては野生動物を近づけないということで、本県では昨年までに全農場でイノシシの侵入防止柵を整備いたしました。

また、今度は豚舎の中に野生の鳥などが入らないようにということで、今年の補正予算でバイオセキュリティ、今回は鶏のバイオセキュリティですけれども、さきの補正では豚のバイオセキュリティの向上対策事業ということで、防鳥ネットなり抗生物質を整備するための補正も組ませていただきました。

このように、まずは農場でしっかりと対策をとっていただく、またその対策がきちんと講じられているかどうかというのは県内3カ所にある家畜保健衛生所の職員が定期的に巡回して、飼養衛生管理基準がきちんと遵守されているかというところは確認させていただきますし、その対策のとり方については適宜農場に対して助言させていただいております。そのような形で、まずは本県の養豚農場で豚熱が発生させないという取り組みを県と関係機関、また生産者の皆様の協力をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

**○吉田敬子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○吉田敬子委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、鳥獣被害防止対策についてといたしたいと思います。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、国の試験研究機関と連携した新技術等の

普及についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月20日から21日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。